

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 3 年 1 2 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 1 2 月 1 0 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第 6 号 経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 5 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	越 前 谷 邦 夫 君	2 番	大 久 保 富 士 子 君
3 番	篠 原 功 君	4 番	大 屋 治 君
5 番	立 野 広 志 君	6 番	五 十 嵐 篤 雄 君
7 番	千 葉 薫 君	8 番	今 野 幸 子 君
9 番	下 道 英 明 君	1 0 番	石 川 邦 子 君
1 1 番	板 垣 正 人 君	1 2 番	大 西 智 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副 町 長	武 川 正 人 君
総務部長	佐 野 大 次 君	経済部長	若 木 渉 君
洞爺総合 支 所 長	高 橋 秀 明 君	総務課長	高 橋 謙 介 君

危機管理 室 長	仙	波	貴	樹	君	税務財政 課 長	藤	岡	孝	弘	君
住民課長	後	藤	和	郎	君	健康福祉 課 長	高	橋	憲	史	君
健康福祉 センター長	末	永	弘	幸	君	観光振興 課 長	田	仁	孝	志	君
産業振興課 長兼新型コロナ ウイルス特別 対策室長	原		信	也	君	環境課長	佐々木			勉	君
上下水道 課 長	篠	原	哲	也	君	庶務課長	兼	村	憲	三	君
農業振興 課 長	片	岸	昭	弘	君	洞爺湖温 泉支所長	金	子	信	之	君
会 計 管 理 者	金	子	真	優	美	教 育 長	皆	見		亨	君
管理課長	天	野	英	樹	君	社会教育 課 参 事	角	田	隆	志	君
社会教育 課 長	野	呂	圭	一	君	代表監査 委 員	山	口	芳	行	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤	久	志	書 記	阿	部	は	る	か
庶務係	木	村	暁	美						

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会令和３年12月会議を開会いたします。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、９番、下道議員、10番、石川議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第２、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

五十嵐委員長。

○議会運営委員会委員長（五十嵐篤雄君） おはようございます。読み上げて報告とさせていただきます。

所管事務調査報告書。

令和３年12月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

１、調査事項、洞爺湖町議会令和３年12月会議の運営について。

２、調査日、令和３年12月３日、金曜日。

３、出席委員。私ほか、石川副委員長、越前谷委員、立野委員、千葉委員。

４、委員外、大西議長、板垣副議長。

５、説明員、武川副町長。

６、結果。洞爺湖町議会の会期等に関する条例第２条第１項に基づく洞爺湖町議会令和３年12月会議について本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、12月10日から12月15日まで。

審議日程について、裏面のほうに記載してございますが、本会議でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定しました。

議場内では、議員、職員の全員がマスクを着用することとし、入室前に手のアルコール消毒を行うこととする。

12月会議では傍聴を再開するが、入室者はマスクを着用し、入室出前に手のアルコール消毒を行っていただくこととする。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から15日までといたしますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長からの行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 洞爺湖町議会令和3年12月10日、洞爺湖町議会に、町の行政報告を申し上げます。

一つ目に、寄附についてでございます。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）といたしまして、金員の寄附でございます。これは、ふるさと納税寄附金として、今回、匿名、個人含む958件でございます。累計で4,413件でございます。

今回の寄附金額は、総額で1,935万3,000円でございます。累計いたしますと、8,143万1,000円でございます。

（2）として、物品の寄附でございます。アとして、洞爺湖町洞爺町139番地、木谷智子氏、彫刻、増田ひで子作「g r o w i n g '93」、1点、これはセミクリスタルガラス製の作品でございます。

イとして、日本郵政株式会社より、世界文化遺産北海道・北東北縄文遺跡群の史跡、入江・高砂貝塚館記念フレーム切手でございます。

2番目といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

現在、北海道内で新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、低い値で推移しておりますが、医療施設等での集団感染の発生や変異株のオミクロン株が日本国内で確認されるなど、依然予断を許さない状況にあります。年末年始を迎え、地域間の移動や飲食の機会が増加することが見込まれることから、北海道の定める感染拡大防止対策を徹底するよう、住民や事業者の皆様に周知を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、11月末現在で6,864人、

率で87.1%の方が2回目の接種を完了しておりますが、引き続き希望者に対する2回目接種の完了に向けて取り組むとともに、3回目接種の実施に向け、必要となるワクチンの確保や医療機関等との協議を進めております。今後につきましても、国や北海道と連携し、感染症の蔓延防止、住民と事業者への支援に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、事業者支援対策などの経済対策に係る費用等々について補正予算案を本会議に提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

3番目といたしまして、「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録記念式典についてでございます。

「北海道・北東北縄文遺跡群」のユネスコ世界遺産登録を祝う記念式典が、11月22日に開催されました。式典は、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン形式で行われ、都倉俊一文化庁長官をはじめ、4道県知事及び各構成資産を有する自治体の首長が参加をいたしました。入江貝塚と高砂貝塚が世界遺産に登録されたことで、当町には、洞爺湖有珠山ジオパークと合わせて、二つのユネスコの認定を受けた資産ができました。

世界遺産登録までは、長い年月が、月日がかかりましたが、ここに至って喜びもひとしおであります。これまでご理解とご協力をいただきました地域住民の皆様、議員各位、関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

4として、各種事務事業の取組状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をいたします。なお、朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上でございます。

すいません、訂正させてください。寄附のところで、先ほど私、物品の寄附アのところで、木谷さん、「きたにともこ」と申し上げましたが、「きやともこ」さんの誤りでしたので、大変申し訳ありません、修正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 以上で町長の行政報告を終わります。

次に教育長の行政報告を許します。

皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

一つ目として、みずうみ読書の家リニューアルオープンについてでございます。

より本を身近に、そして気軽に楽しんでもいただけるよう、施設改修しておりましたみずうみ読書の家が、11月25日、木曜日にリニューアルオープンをいたしました。

改修に当たっては、町民や町外から来訪された方々が、気軽に立ち寄ってくつろげるように、テーブルや椅子、ソファなどを配置したサロンの要素を取り入れ、本を手に取りながら、ゆっくりと休憩できるスペースといたしました。また、オープンに合わせ、「世界文化遺産登録記念、北海道・北東北の縄文遺跡群パネル展」を12月23日、木曜日まで開催をし、

入江・高砂貝塚をはじめとする縄文遺跡群の特徴を合わせて紹介しております。

今後、より多くの方にご利用いただくよう、周知活動を進めてまいります。

二つ目に、各種事務事業の取組状況についてでございます。前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について次のとおり報告をいたします。なお、朗読については、省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で行政報告を終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第6号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

千葉委員長。

○経済常任委員会委員長（千葉 薫君） それでは、ご報告申し上げます。

報告第6号所管事務調査報告。

令和3年12月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

経済常任委員会委員長、千葉薫。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

1、調査事項、NPO法人洞爺まちづくり観光協会の現況と課題について。

2、調査日、令和3年11月12日、金曜日。

3、出席委員、私の外に大屋副委員長、篠原委員、立野委員、石川委員、板垣委員でございます。

4、説明委員等でございます。京谷会長、納谷副会長、西岡副会長、田所事務局長、星川事務局長、高橋洞爺総合支所長、庶務課兼村課長でございます。

5、調査結果でございます。NPO法人洞爺まちづくり観光協会の会員は、団体会員4名、個人会員73名の計77名となっている。本年度は、コロナ禍による緊急事態宣言などの影響により、とうや水の駅入館者、マリンキャンプ、水上オートバイの来訪者が減少し、当協会における本年度の収入は、減少する見込みとなっている。

また、とうや水の駅内にて営業していた「うどんのさぬき屋」が経営難を理由に10月末に閉店となり、施設における唯一の飲食店がなくなったことに伴う影響を懸念している。

当協会においては、洞爺地区の観光振興に係る様々な事業や、地域住民生活の一助となる事業を展開しており、今後も事業を続けていくため、情報発信の強化、経費削減などに取り組み、厳しい経営状況を乗り切るため鋭意努力を続けている。

コロナ禍においては、協会独自の取組だけでは解消できない問題もあることから、町におけるさらなる支援、助成が必要である。また、とうや水の駅は、老朽化による劣化が進んでおり、その対策を早期に進めるとともに、閉店となった飲食店についても関係団体と早急に協議を進めることも必要である。

所管事務調査その2、調査事項、J Aとうや湖の現況と課題について。

調査日、出席委員は、所管事務調査その1と同じであります。

4番、説明員等、高井組合長、木村参事、斎藤営農販売部長、高橋農産指導販売課長、堀部畜産指導販売課長、坂爪青果指導販売課長、高橋洞爺総合支所長、農業振興課片岸課長、村上主幹でございます。

調査結果です。令和2年のJ Aとうや湖の全体販売における洞爺湖町の販売高は、青果指導販売課で15億8,190万円、農産指導販売課で3億9,143万円、畜産指導販売課で3億6,486万円となっており、全体で23億3,819万円であった。

令和3年における農産物の生育及び収穫状況については、ジャガイモは前年並み、根菜類は一部で前年より収量が減少となるものもある。水稻は天候に恵まれ順調に生育し増収、小麦の生育が順調に進み、収量は前年より少ないが品質は良好、豆類は収量が減ったが、単価が上昇したことにより大幅な減少とはならなかった。畜産に関しては、相場が回復し、牛肉の単価は上昇したが、豚肉は昨年を下回り、生乳生産量は猛暑により減少となっている。

クリーン農業については、多くの農家が生産物の安全・安心の提供に取り組み、第三者認証（YES！クリーン認証）を取得している。J Aとうや湖は、令和2年からスマート農業（ロボット技術やICT活用）の導入普及を推進に取り組み、インフラ整備もかなり進んでおり、トラクターの自動運転や農薬散布のドローン導入などを図っている。

今後も深刻さを増す労働力不足や高齢化といった課題に対応していくためには、スマート農業の導入を積極的に進めていく必要があることから、町の協力が必要なものとなっており、今後も引き続き支援が求められている。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第5、一般質問を行います。

本日は、2番、大久保議員から8番、今野議員までの4名を予定しております。

初めに、2番、大久保議員の質問を許します。

2番、大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 皆様、おはようございます。2番、大久保富士子でございます。

私は、令和3年12月定例会議において、さきの通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、1点目は、コロナ禍における町の対応について。2点目は、子育て支援についての2点をテーマに質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染の拡大により、今月12月で2回目の冬を迎えようとしているところであります。いまだに世界規模の感染拡大が猛威を振るう中、新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株が世界的に拡大して、11月30日、国内にも確認されました。新型コロナウイルスの影響の長期化により、国民の暮らしを守り、経済を再開するには、新型コロナウイルスの感染再拡大を防ぐことが何よりも重要であると思うところでございます。

そこで、コロナ禍で傷んだ経済や暮らしの再生を重視する対策、第6波の発生に備え、ワクチンの効果を持続するため、3回目の追加接種を迅速に進めること、また、コロナ禍が子育てに大きなダメージを与えていると言われております。だからこそ、立場の弱い人に一層支援が届くように尽力することが大事と思うところでございます。

現在、北海道では、感染者が1桁と低い水準を維持しており、道民向け観光支援、新しい旅のスタイル及びどうみん割事業を実施され、観光需要の回復に期待も高まっております。

我が町洞爺湖町におきましては、住民の皆様の協力により2回目のワクチン接種が完了し、本会議で町長の行政報告にもありました、11月末現在、接種率が87.1%と、全国の76.9%の10%も上回る高い水準により、町内の感染拡大が抑えられているように感じられてなりません。そして、9月より現在まで、幸いにも町内の感染者は発生しておりません。

緊急事態宣言の解除後、一番打撃を受けた観光業に修学旅行の宿泊客など徐々に客足が戻りつつあります。度重なる宣言により、窮屈な生活を送られている住民の皆様と経済活動の再開に向け、一緒に行動してまいりたいとの思いで、コロナ禍における町の対応についての質問をさせていただきます。

それでは、最初の質問でございます。コロナ禍で度重なる感染再拡大により事業が停止になり、深刻な経営経済の事業者が今も多くあると思われます。そこで、事業者向け支援対策について伺います。

コロナ禍で感染リスクを回避するために、働き方の多様化が求められ、地方への人の流れをつくるのが課題となりました。人口減少、また地方創生を進めるために、地方で暮らすことが増えつつあります。そこで、町独自の定住対策が重要となってくると思いますが、町内へ定住し、個人で新規に事業を立ち上げる方に対し、引っ越し費用などの経費を助成する考えはありますか、お聞きいたします。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） ただいま、引っ越しなどの経費を助成する考えがあるかとのご質問でございます。

近年、環境のよい地方で暮らす方々が増えてきておりまして、各自治体においても移住定住対策事業により、移住定住の促進を図っているところでございます。当町におきましても、移住定住促進住宅の提供やちょっと暮らし体験事業、チャレンジショップ事業などを展開し、移住定住につなげているところでございます。

新規に事業を立ち上げる場合は、空き店舗を活用するチャレンジショップ事業により支援を行っておりまして、他市町村の状況を見ても、新規事業者へ引っ越し費用まで助成している例はあまりなく、当町としてもチャレンジショップ事業の支援により十分な成果があることから、引っ越し費用に対する助成につきましては、今後の他市町村の状況を見ながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） それでは、定住対策の施策として、事業者向けに限らず、地域に起業を起こす場合や就業する場合や、またコロナ禍によりテレワーク等による対象者に移住支援を行う考えがありますか、お聞きいたします。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） 定住対策としまして、当町では先ほど申しましたとおり、移住定住促進住宅の提供やちょっと暮らし体験事業、チャレンジショップ事業などを実施しておりますけれども、新しい仕事の仕方としてテレワーク、在宅勤務ですけれども、テレワークが推奨されており、デジタル化が進んでいる企業や個人事業主が取り組んでいるところでございます。現在、移住定住対策としていろいろな事業を実施している市町村は数多くございますけれども、個人が定住される場合の線引きについては難しい面もございます。例えば、就業などによりまして賃貸住宅などへ移住した場合は、退職などにより簡単に転出してしまうなどの問題もございますので、長く住んでもらうための定住移住には、他市町村の事例やメリット・デメリットなどの情報を収集しながら、今後の移住定住対策に活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 定住対策は、大事な対策だと思います。人口減少対策のためにも、洞爺湖町に若者が定住したいと思える施策の検討を前向きに進めるべきと思うところでございます。

次に、現在、空き店舗対策でチャレンジショップ事業を活用して開業する方々が増えてきていますが、店舗改修、備品準備品に対する一部助成や、家賃に対する一部補助など、制度上よいと思っておりますが、残念ながら補助の対象は、空き家・空き店舗活用となっております。

す。新築の場合は対象外となっているのが残念に思われます。洞爺湖町で移住定住され、事業を立ち上げることは、空き店舗も新築店舗も同じと捉え、新築の店舗に対しても助成を拡充する考えはないか、お聞きいたします。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） チャレンジショップ事業を拡充する考えはないかというご質問でございます。

当町では、空き店舗対策として、平成23年度から事業を実施いたしまして、着実に空き店舗などの解消につなげてきているところでございます。しかし、近年では、当初予定していました空き店舗のみではなく、新築店舗等に対する助成についても相談がありますことから、当町へ定住し、新規に事業を起こしていただけることは、地域の活性化へつながることから、店舗の新築等に関しても助成の対象とするかどうか、チャレンジショップの事業計画を審査していただいております商工会とも十分協議してまいりたいと思います。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 新築による出店するケースもあり、これからも起業することが考えられますので、今後、このような方々の支援、意欲に沿うような拡充を商工会と前向きに協議をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、③番目の質問でございます。飲食店経営事業支援金の給付をいただいた事業者様より、店舗が賃貸なので、助成をしていただけると助かりますとのお話を聞きました。そこで、いまだ客足が戻らず、経営に困窮している飲食店のスナックやバーなどの飲の店舗に対し、補助を行う考えがありますか、お聞きいたします。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） 飲食店等の店舗に対し、補助を行う考えはないかというご質問でございます。

度重なるまん延防止等重点措置や緊急事態宣言などによりまして、北海道では時短要請による協力金、町ではプレミアム商品券の発行事業などにより支援に努めてきたところでございます。ワクチンの接種により、コロナの感染者が減少し、飲食店も感染対策を講じながら通常営業を再開しておりますが、食については、客足がやや戻ってきている状況にありますけれども、スナック、バー等については、客足の戻りが鈍い状況と聞いております。そのような中、新たな変異株が国内においても感染が確認され、今後の感染状況が心配されますけれども、国が考えている新たな臨時交付金の状況を注視するとともに、飲食店組合や商工会と十分な協議をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 事業者は大変に困窮していますので、各団体と検討していただき、迅速な支援を期待いたしまして、次の質問でございます。

政府は、第6波への備え、新しい変異株の対策に向けて、3回目のワクチン接種を実施す

ることとなっておりますが、町の対応について伺いいたします。

洞爺湖町は、1回目、2回目のワクチン接種におきまして、町の迅速な対応により、9月には接種がほぼ完了いたしました。迅速な町の対応を評価したいと思うところでございます。

ワクチン接種後、時間経過に伴い低下する発症予防などに効果を持続させるため、3回目の追加接種が今月1日より全国各地で始まりました。新たな変異株、オミクロン株の感染者が国内でも確認され、警戒が高まる中、政府は流行の6波への備えを強めて、原則として2回目完了から8か月より前倒しをして、対象者にまずは医療従事者から開始し、来年1月以降は、高齢者を中心とした一般住民にも順次拡大するとのこと。1日の全員協議会におきましても説明をお聞きいたしました。確認の意味で町における実施予定と実施体制について伺いいたします。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） ただいま、ワクチン接種の追加接種の実施予定、それと実施体制のご質問の件かと思います。

追加接種となります第3回目の接種につきましては、初回接種、2回目のワクチン接種を受けた後の原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象としまして、随時接種券の発送を行うこととしてございますが、まず医療従事者、入院患者、それと高齢者施設入所者及び従事者の方につきましては1月下旬に、また入院患者、高齢者施設入所者及び従事者の方につきましては2月上旬から3月下旬に、個別接種により実施を予定してございます。また、集団接種、個別接種、職域接種によりまして、2回目の接種を受けた18歳以上の方で3月下旬から5月下旬までの間に原則8か月以上経過したワクチン接種を希望する方につきましては、集団接種によりまして3月の下旬から5月下旬の土日の10日間の日程で洞爺湖文化センターを会場とし、実施を予定してございます。

なお、2回目の接種を受けた18歳以上の方で5月下旬以降、令和4年の5月下旬以降に原則8か月以上経過したワクチン接種を希望する方につきましては、医療機関におきまして個別接種により接種を予定してございます。

なお、先日、岸田首相のほうから3回目接種、追加接種の開始時期につきましては、2回目の接種から8か月を待たずに、できる限り前倒しをするということを趣旨とした発言がございました。当町といたしましても、現時点におきましては国の正式な通知はございませんが、国の動向を注視し、ワクチン接種体制の確立に向け準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 了解でございます。ワクチン接種は、感染予防対策の重要な対策と思われます。住民の方々が安心してワクチン接種の申込みができますように、丁寧な対応の取組にさせていただきたいと思うところでございます。

また、前回のワクチン接種においては、コールセンターの不適切な事務処理が問題となり

ましたが、今回はどのような体制で行うこととしていますか、お聞きいたします。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 追加接種の体制についてでございますけれども、初回接種、一、二回目接種の時点におきましては、議員、今ご指摘がございました受付業務の一部に、コールセンターへの委託により行ってございましたけれども、追加接種、3回目接種になりますけれども、集団接種、まず集団接種にて行う場合につきましては、接種券の発送と併せて集団接種の日程を割当てによるお知らせを予定し、接種の希望などをはがきの返信により受付を行うことを予定してございます。

集団接種に係る電話連絡による受付につきましては、会場までの送迎バスを希望する場合、割当てをした集団接種の日程を変更したい場合、別のワクチンを希望する場合の三つの項目につきまして電話連絡で対応したいと考えてございます。また、追加接種を個別接種にて行う場合につきましても、集団接種と同様に接種券の発送と併せて個別接種の日程を割当てによるお知らせをしまして、接種の希望などをはがきの返信により受付を行う予定としてございます。

なお個別接種に係る電話連絡による受付につきましては、接種日程を変更したい場合などに対応したいと考えてございます。ワクチン接種の受付につきましては、健康福祉センターのコロナワクチン専用電話の利用によりまして、役場職員、役場の担当者が行うことで、追加接種、3回目接種を予定している方が疑問に感じるなどにも対応するなど、円滑なワクチン接種の受付体制を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 大変な業務と思いますが、情報を共有して、混乱のないような体制にしていきたいと思うところでございます。確認ですが、相談窓口も健康福祉センターを窓口として対応しますか、お聞きいたします。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 相談窓口のご質問でございますけれども、追加接種につきましては、今後順次開始するということになりますけれども、初回接種に引き続きまして、健康福祉センターを相談窓口としまして、発熱や息切れなどの体調不良に関する不安などの健康面での相談、それから健康面で不安などがある場合は医療機関の受診を勧めるなど、必要に応じまして国の機関や北海道とも連携を図りながら、ワクチン接種後も町民の皆様が安心して生活することができるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 丁寧な対応していただきたいと思うところでございます。3回目のワクチン接種の迅速な実施は、町民の命を守り、経済活動を正常に戻す大きな力になると思います。町が一丸となり、きめ細やかな対応にて、安全・安心のワクチン接種の業務の

大成功を期待するところでございます。

それでは、2 番目の質問でございます。

公明党は、子供に関する政策や取組を社会の中心に添えると提案されております。そこで、子育て支援についての質問でございます。

国は、新型コロナウイルスの影響の長期化などに対するための経済対策には、感染拡大への対策だけではなく、多くの対策を決定いたしました。その中の一つに、18歳以下への10万円相当の給付を盛り込まれています。そこで、子育て世帯への臨時特別給付金についてお伺いいたします。

長引くコロナ禍の影響で、子育ての環境も大きく変わり、厳しい暮らしへの支援が広く行き届くように、子育て世帯への新たに臨時特別給付金が支給されることになりました。町においての給付対象者、給付日、申請はどのようなになっておりますか、お聞きいたします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 令和3年度の子育て世帯への臨時特別給付、まず初めに先行給付金5万円の部分になりますけれども、こちらの支給事業につきましての給付対象者数、給付日、申請についてでございます。

給付対象者の見込み数は878人、1回目の給付予定日は12月28日を現在予定しているところでございます。また、申請の手続についてでございますが、令和3年9月分の児童手当の受給者につきましては、申請は不要とされているものでございまして、お知らせにつきましては今月、先ほど8日付で対象者の方へ発送済みとなっているところでございます。その他の申請を要する方につきましては、12月中旬以降に随時受付を開始する予定としているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 確認ですが、先行給付は5万円ですよね。すみません。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 今お話のございましたとおり、5万円で間違いございません。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 給付の準備を進めていることは分かりました。10万円相当の給付金のニュースが報道された次の日より、多くの子育て世代のお母さんより、助かりますとの連絡をいただきました。また、洞爺湖町はいつ支援するのですかとの問合せもありました。

そこで、後に実施する予定の5万円相当のクーポン給付について、クーポンを基本として地方自治体の実状に応じて現金給付も可能と3日の新聞に掲載されておりますが、今日のニュースでも現金給付という市長たちが結構ニュースで報道されておりました。町としての5万円相当のクーポン券の対応についてお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの子育て世帯への臨時特別給付事業のうち5万円相

当のクーポン給付に係るほうの事業につきましては、過日、自治体向けに、国による概要説明会が実施されたところではございますけれども、今もお話ございましたが、現時点では、まだ国における最終決定がなされておられませんことから、今後、正式決定及び正式な通知を受け次第、予算措置を含めまして速やかに対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） こちらの3月までの給付予定のクーポン給付、現在でも報道で様々な情報が流れているところでございます。現在、洞爺湖町においては、クーポンでの活用という部分が町内にどれだけ経済効果があるのか、そういった部分も当然検証等は今後に必要な状況ではございますけれども、現段階では、洞爺湖町としては現金給付というところで事務的な手順、またはそういったクーポンによる事務の繁雑、そういったところも考慮しながら、現段階では現金給付、そういったところに視点を置いた調整を今後進めることとしているところでございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 子育て世帯の方々は、5万円、現金を大いに、大変に期待しておりますので、決定次第速やかに周知徹底、支援事業をよろしくお願いいたします。

最後の質問でございます。コロナ禍の影響で働く環境が大きく変わり、家計にも大変に厳しい状況となっている子育て世帯が実際にあります。そこで、町における高校生への通学に対する支援について伺いいたします。昨年3月会議におきまして同じ質問をいたしました。町外に通学している高校生の通学費の助成の内容について、再度お聞きいたします。

○議長（大西 智君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 町外に通学している高校生の通学助成の内容についてでございますが、現在、洞爺湖町では、洞爺高校の閉校対策として、平成26年4月から始めました洞爺湖町・洞爺地区等高校生通学費等助成に関する要綱により、洞爺地区、花和及び月浦に居住し、胆振西学区、留寿都村及び真狩村の高等学校に通学や下宿等に要する経費を負担する保護者に対し、経済的な負担の軽減を図り、生徒の就学の機会を確保することを目的とし、通学費等の助成を実施しているところでございます。

助成の概要でございますが、通学費で各地区から通学する高校により、月額5,000円から1万円までの範囲での定額で助成をしているところでございます。また、下宿につきましては、3地区ともに同額の月額1万円などとなっているところでございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） 昨年内容と変更していないことが分かりました。昨年、会議のときに、管理課長より、地域を限定せずに高校の通学する支援はどうあるべきかを、今後一、二年の間に検討を進め、方向を出してまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきたいとご答弁いただきました。コロナ禍が長引く中、失業を余儀なくされた方など、特にひとり親世帯の高校生のお母さんより虻田、温泉地区の通学助成の支援を行う考えがあるか質問

していただきたいとの声を聞きました。そこで、町の考えをお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 昨年3月の町議会の一般質問で、議員からご質問いただいた際に、現行の制度では、対象が洞爺地区、花和及び月浦に居住する方々のみに限定されていることから、本制度を継続実施しつつ、地域を限定せず、高校に通学する支援はどうあるべきかを今後一、二年間の間に検討を進め、方向性を出してまいりたいと答弁をさせていただいたところでございます。検討を進める中で、新型コロナウイルス感染症という人類の脅威となる新たな感染症が昨年から猛威を振るい、今般、新たな変異株であるオミクロン株が、日本を含む世界40か国以上で確認され、コロナ感染症の収束が一向に見通せない中で、日本はもとより世界中で社会経済活動に大打撃を与えているところでございます。長らく続くコロナ禍により、洞爺湖町の経済活動も大きな打撃を受け、厳しい状況が続いており、議員がおっしゃるとおり、ひとり親世帯へのご家庭をはじめ、町民皆さんの生活にも大きな影を落としているものと厳しく認識しているところでございます。

一方、長らく続くコロナ禍により、町政の上においても、今後においては町税の税収等、歳入も大きな影響を与えるものと考えており、見直しに当たっては財源の確保が大きな課題となっており、財源確保の見通しが立たず、大変苦慮しているところでございます。このことから、地域を限定せず高校へ通学する支援に関する検討につきましては、新型コロナウイルス感染症の今後の推移とともに、本町の歳入状況を慎重に見極める必要があります、大変申し訳なく存じますが、今しばらくの時間を要することについてご理解を賜りたいと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○2番（大久保富士子君） お話は分かりました。先ほども話しましたが、子供に関する政策や取組を社会の中心に、それとの思いで、思い切った財源投入を行い、子育て世帯の支援を行っていくことが大事なことと思うところでございます。未来の宝に投資することにより国が栄えるとの言葉を紹介いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、2番、大久保議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を11時5分といたします。

（午前10時54分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前11時05分）

○議長（大西 智君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、5番、立野議員の質問を許します。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 5番、日本共産党の立野広志でございます。

それでは、これから3件にわたる一般質問を行いたいと思います。

1件目なのですが、事前に通告しておりますように、国民健康保険税率等改正についてということで質問させていただきます。

洞爺湖町が町内回覧をせんだって行ったのを見ますと、来年度から国民健康保険税の税率を引き上げたいということで、国保運営協議会にそれを諮問したと。その中間報告のための説明会を町内の何か所かで開催するのではということで案内がありました。ちょっと私も、そのときに役場の職員の方に、いつ頃の値上げを予定しているのか伺ったら、これは中間報告ですから3月までには議会に提案させていただきたいというような話でした。そうすると、このことについて質問するのは今回しかないなど。あとは、議会で提案されたときに限られた時間で質疑するしかないということもありまして、改めて一般質問を通じて、この国民健康保険の料率だけではなくて、国民健康保険に関わる様々な制度、こういったものがどの程度町として実行されているのか、それを踏まえた上での料率改正ということになっているのかどうかということも確認しながら、今日は質問をさせていただきたいと思います。

国保制度が都道府県化になって、来年度になりますと5年目を迎えるという状況です。2024年度には、北海道は市町村の法定外繰入を解消すると、あるいは保険税水準の統一まで行くと、こういうような方針を打ち出しています。国保制度が国民の簡易保険制度の要と位置づけられていますが、国保制度に関わる課題は一向に解決していないと私は思います。特に国民健康保険というのは、他の協会けんぽや共済健康保険、そういった健康保険に入ることのできない人方が強制的に加入をしなければならない保険制度です。ですから、当然、収入の少ない方もこの健康保険制度に入ることになります。そういう状況だけに、この保険税が引き上げられるというのは、そういう方々にとっても大変な苦勞になると、負担になるということなのだと思います。

第一に、この国保というのは、協会けんぽに比べて非常に高い国保税となっています。保険料となっています。第二には、保険証を取り上げるなどの過剰な制裁がこの制度には存在していると。第三には、基本的には3割負担と、これも受診の際に高すぎる医療費の窓口負担となっている、これが国保制度です。

こうした中で、先ほども述べましたが、11月に国民健康保険税改定方針の説明会への開催の案内が町内回覧されました。それによりますと、来年度に保険税率を改定して、運営協議会でそのことについて審議中であると中間報告がまとめられて出されましたが、加入者1人平均で言うと、年額5,750円を引き上げる内容だというふうになっています。町の令和4年度の国保税率改正に関わる諮問内容は、この被保険者1人当たりの均等割や世帯ごとの平等割を引き上げると、こういう内容となっておりますけれども、これはあくまでも加入世帯に対して引き上げる金額の割合を出したので、所得段階に応じてはかなりの負担になる方が出てくる。そういう意味で、まずそういった所得階層ごとの負担率、負担状況について改めてお答えをいただきたいと思います。

それから、回覧されている内容で、私、多分、これ間違いだろうと思うのですが、今回の引上げは、特に医療分と後期高齢者支援金等の均等割部分を引き上げるという諮問であり、またそれに対する中間報告になっているのですが、書いている表を見ますと、介護給付金の現行額が3,300円となっているのです。これ多分、4,500円の間違いなのだろうなど。ちょっと説明会のときには訂正されていなかったもので、ここは、それはそれでまたちょっと確認したいと思います。

まず、収入段階に応じてどういう負担率になっていくのかということについてお答えをいただければと思うのですが、そうですね、まずそれをお答えください。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） まず中間まとめ要約版ないし中間まとめの部分に関しましての介護納付金の部分でございます。大変申し訳ございません。3,300円、4,500円の誤りでございます。申し訳ございません。訂正させていただきます。

国保加入世帯の収入階層別の加入世帯人員の状況でございます。所得階層ごとの世帯数及び被保険者数の推移についてでございますが、令和3年度を含む3年間でお示いたしますが、ここでは令和3年度でかいつまんで申し上げますと、令和3年度4月1日現在の数値でございますが、128.5万円でございますと世帯数987世帯、被保険者数1,362人。所得階層242.5万円、世帯数240世帯、被保険者数399人。所得階層413.5万円、世帯数116世帯、被保険者数216人。1,000万円超の世帯でございます。世帯数23世帯、被保険者数80人でございます。合計としまして1,460世帯、被保険者数でございますと2,248人となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） この点についてはまた改めて後で伺いますが、まず、なぜこの時期に保険税を引き上げるのかということについて伺います。コロナ感染拡大が長引く中で、国保加入世帯が多いこの個人事業者、高齢者やそして無職、そして非正規労働者など、低所得者の増加のため、生活苦が広がっています。今話が出ましたが、所得段階で言えば、128万5,000円までの方が987世帯もあるということでもありますから、やはり国保の加入者というのは、かなり低所得者の方が多くおられるということだと思うのです。そのため、高い国保税等の負担軽減の声が、私も日に日によく聞き、そして増えているという気がします。

国保に加入する世帯の4割以上が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者などで、低所得者が占めています。平均の保険税は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの保険料の約2倍になります。今年度は、コロナ禍により税率引き上げを据え置いてきたとされていますが、これは地域の経済状況も、国保加入者の所得状況も好転に転じているとは言えない状況にあります。来年度、これを引き上げようとする根拠は何なのか。1年先送りしたわけでしょう、担当の方の話を聞けば。引上げを1年遅らせました。来年引き上げますと。では、その来年というのは、今年よりもよくなっているのですかということを改めて伺っておきたいと思うのです。

参考までに、道内市町村所得ランキングというのをまとめたものがあります。総務省発表の統計資料を基にして、市町村別の課税対象世帯の総額を納税者数で割った額を平均所得として規定して平均所得を算出したものです。実は2020年度、20年ですね、昨年2020年、これ道内で179自治体中、洞爺湖町の所得ランキングは155位です。155位。では、その前の年は幾つか。2019年は128位だったのです。ですから、昨年はさらに落ち込んで、では今年はどうなのかは、それは分かりませんが、決してよくなっていると私は思えません。その点で、なぜこの時期に保険税を引き上げるのか。このことについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 来年度引上げとする根拠は何かというご質問だと考えてございます。

平成29年度策定の赤字削減解消計画では、当初、解消予定額は1,851万4,000円と、それほど大きな額ではございませんでしたが、町では令和2年度に計画4年次である令和3年度からの税率引上げの議論をコロナ禍で見送ったところでございます。しかし、赤字額は、令和2年度決算におきまして5,414万1,000円と拡大しており、この赤字額の補填には、結果的に社会保険等加入者の税金も投入されていることになり、計画目標年次の履行が不可欠と考えてございます。なお、諮問するに当たり、国保運営協議会で低所得者に配慮する内容をとのご意見が寄せられたことから、諮問内容は低所得者層の負担を抑えた内容と考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今、低所得者の負担を抑えた中身だと言うのだけれども、国民健康保険の料率の積算方法は、もう何回も繰り返し言う必要はないかと思いますが、特にほかの健康保険にはない、この均等割、あるいは平等割が含まれていますよね。特に今回引上げを対象としている均等割、これは一人一人にかかる保険料です。加入者一人一人にかかる。つまり、それは、収入があろうと資産があろうと、とにかく家族全員に、生まれたばかりの赤ん坊にも、赤ちゃんにも、収入が全くない、そういう人たちにもかかる費用ですよね。それが今回は、諮問で言えば、現行で国保の分、医療分で言うと、1万6,000円が2万3,000円に引き上げる、7,000円引き上げるのです。そして、後期高齢者支援分で言えば、これまで4,000円だったのが7,000円にすると。ここでは3,000円引き上げる。合わせれば、単純に言えば1万円引き上げられるわけです、毎年。年間。今、確かに国保の場合、軽減措置はあるけれども、同時にこういう全体としての保険税が上がれば、軽減される分も当然少なくなっていくわけであります。それをなぜ、低所得者に対して考慮した形でこの両立を変えたと言えるのでしょうか。その点を説明いただけませんか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 今の均等割の低所得者層に配慮した税率の改正に関する質問でござ

ざいます。

洞爺湖町の国保税に関しましては、均等割部分につきましては、長年、全道におきましても下位に位置する金額となっておりまして、賦課割合におきましても、大きく応能割と云えまして、所得割、資産割に大きく偏った内容となっております。北海道が定めます国民健康保険運営方針によりますと、応能割、応益割に関しまして是正するというような内容も盛り込まれております。

なお、平成30年度から始まりました国保の都道府県化におきましては、国保事業費運営納付金というのが定められておりまして、各その納付金を毎年北海道に納める内容となっております。その納める内容の一つとしまして、標準保険料率というのが求められております。標準保険料率に関しましては、洞爺湖町の税率と乖離が大きいところ、大きく乖離が大きいところは均等割となっております。まず、この北海道内でも、低い所の均等割を若干でも上げることが必要と洞爺湖町では当町として考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 保険税を決定できるのは、北海道ではなくて市町村なのです。これ地方税法でいってもそう定められていますから、今、説明の中で、結局最終的には北海道が示す、例えば応益、応能の比率、応能で言えば所得割や資産割が含まれますが、そして応益割で言えば、均等割、平等割、つまり一人一人の人にかかる費用と世帯体にかかる費用、それらの応能、応益を50、50にすると、50対50にする。これが国や北海道が求めている保険料率の基準だと。だから、これに合わないところは、それに近づける、あるいはそれに数年以内にすべきであるというような方針なのです。

ただ、これは、どういう形で料金を設定するかというのは、後でまた言いますけれども、それぞれの自治体の判断によるものなのです。これが結局、国保の都道府県化ということを経由して、一律にどこの市町村も同じにしようということが、そもそもが大きな間違いといたしますか、問題点だと私は思います。そういう点で、例えば、洞爺湖町の場合、特に、全道的にも所得水準が非常に低い、そういう町にあって、国保加入者の収入状況も極めて低いわけです。そこをほかの町と横並びさせながら、負担を引き上げることが町民のためなのかどうかということを改めて考えていただきたいと思います。

そこで、この引上げ、改正による影響についてもうちょっと伺っておきたいと思います。町が国保運営協議会の中間報告として提示した諮問内容に基づく影響額として、全体平均で言えば、7.16%の増だというふうに書いてありますし、1世帯にしますと平均8,854円、1人当たりになると平均5,750円だとしています。ただ、この数値は、被保険者2,238人、1,509世帯の平均を取ったものだと思います。先ほど説明いただいたように、所得階層、例えば5段階で言うと、下で言うと128万5,000円から、上でいけば、4段階ですね、1,000万円以上のそれぞれ所得がある方々、それを平均して幾ら引き上げられるかということを書いたのです。ですから、では128万5,000円の所得しかない方々については、どのくらいの引上

げになるのだと。あるいは242万5,000円の所得の方はどの程度の引上げ率になるのだと。この辺についてもう少し詳しく説明できますか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 今ご質問のありました1世帯当たり、または1人当たりということでございます。

中間まとめでご説明しましたモデルケースに置き換えて負担増をご説明したいと思います。ここでは、モデルケースを夫婦、夫の給与収入のみのお二人世帯と仮定します。夫婦40歳以上65歳未満では、ここでは、7割軽減、5割軽減、2割軽減、または所得244万円世帯としましてご説明いたします。7割軽減世帯では、改定率見込みでは12.8%、給与収入では98万円以下、所得では43万円以下となります。5割軽減世帯では、改定率見込みでは7.6%、給与収入では155万円以下、所得では100万円以下。2割軽減世帯では、改定率見込みでは7.6%、給与収入では222万円以下、所得では147万円以下。所得244万円世帯では、改定率見込みでは5.8%、給与収入では360万円以下となります。また、夫婦、夫の年金収入のみのお二人世帯と仮定しますと、夫婦65歳以上でございますが、ここでは7割軽減世帯、5割軽減世帯、2割としてご説明いたします。7割軽減世帯では、改定率見込み15%、年金収入では168万円以下、所得43万円以下。5割軽減世帯では、改定率見込み8.7%、年金収入225万円以下、所得100万円以下。2割軽減世帯では、改定率見込み8.6%、年金収入272万円以下、所得では147万円以下となります。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） ですよ。ですから、これ、全体で引上げ率は7.16%増えますよと言っているけれども、今説明いただいたように、所得の少ない、収入の少ない世帯については、7.16%どころか、例えば7割軽減世帯で言えば12.8%の引上げなのだよと。そして、5割軽減世帯では7.6%です。逆に所得が多い244万円の所得を超える方々については5.8%、所得が多い方々については、その引上げ率は逆に下がる。当然そういうことになります。つまり、これ均等割を引き上げているからなのです。だから、所得が少ない人たちのほうが実は引き上げられる率も高いし、負担も増えると、こういうことになるのではないですか。何か先ほど説明の中では、低所得者に配慮したという説明があるのだけれども、実際はそういう引上げの中身ではないのではないかと私は思うのですけれども、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 諮問の内容の考え方でございます。国保運営協議会の会議の中では、仮に5,414万1,000円の赤字と先ほど申し上げましたが、全額解消した場合の税率試案の提示もしてございます。この中で、負担の大きさから、仮に全額解消した場合でございますが、低所得者の配慮する内容をとの意見が寄せられたところでございます。このため、令和4年度の改定に当たりましては、この会議の内容を踏まえまして、低所得者層の負担を抑え

るということで均等割の部分の税率改正を考慮して諮問を行ったところでございます。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 今回の税率改定でございます。均等割、個人への均等割を定額で上げた場合については、制度上、低所得者の改定率については上がるような状況になるかと思えます。

これまで担当課長からご説明したとおり、低所得者に対する配慮をどのようにしたかというところでございます。赤字解消額に対する均等割額、個人にかかる均等割額の増額につきましては、平等割世帯にかけられる税額より、個人にかけたほうが全体的には1人当たりで換算すると、洞爺湖町の場合、1人世帯が非常に多いというところもあって、均等割額の増加については最終的に個人の負担が、特に1人世帯の負担が軽減されるというところになってございます。

議員ご指摘のとおり、洞爺湖町の所得というのは、全道的にも、これまでも低いのが現状でございます。そういった中から、これまで国保の運営協議会の委員皆様のご意見も、低所得者に配慮することを、そういったところをご意見をいただいたところであり、当町においては、そういった視点からも均等割額を定額で増額させることにより、結果的には7割、5割、2割の軽減措置の対象の影響も起きやすく、低所得者に対して最大限配慮する増額、増税の計画というところで、今回諮問をさせていただいたところでございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今の説明を伺ってみても、洞爺湖町としては、とにかく赤字解消のために保険税を何とか増やさないとだめだと。そのためにどうするかということで始まったような、そういう話ですよ。そして国や道の指導では、応益、応能の比率を50対50にせいという方針でありますし、その点で洞爺湖町は、そういう比率にはなっていないからそれに近づけていく。そうすると、どうしても応益割を増やさなければならんと。応益割を増やすのだったら、均等割がもっとも、平等割を上げるよりも負担が、減額もありますから、負担も少ないのではないかと、そんな話なのだろうと思うのですが、結局、私、やはりこれは洞爺湖町そのものがここの町民の健康を守る、国民健康保険という制度を通じて町民の医療をどう守っていくのか、そういうことについてのもっとしっかりとした対応、議論が私は必要だと思うのです。

今、料金のことはちょっとこのくらいにしておきますが、私は決してこれ、納得したわけではありません。本当にこの低所得者が負担のないような形にやはり進めていかなければならないし、この後に述べる、ではそういう国民健康保険の保険税の軽減措置、あるいは子供をはじめとする均等割の軽減等についての話もこの後に進めていきたいと思うのですが、それらについて町としてどういうふうに取り組んでいるのかということについて話を聞きたいと思います。

まず、医療費抑制、とにかくかかる医療費を少なくするというのが、これ第一義的な課題、対策だと思います。保険税引上げや受診抑制を進めるのではなくて、保険税の引上げ

や受診抑制を進めるのではなくて、町民の健康づくり推進や健康年齢の引上げにこそ重点を置いて取り組むべきことだと思っています。町の健康づくり推進と健診受診率向上に向けた対策を、ではこの引上げと併せて、引き上げようという議論の中で、どういうふうはこの対策を強化しようとしているのか、この点について伺いたいのですが、私は町の事務報告を調べてみたら、特定健診の受診率を見ますと、平成30年から令和2年度までについて調べました。去年は、コロナによって健康診断に訪れる方も少なく、当然受診率が下がっているというはあるのですけれども、それにしても受診者数を広げて、早期発見、早期治療、そして重症化を少なくする、そのことも大変重要かと思うのです。この健診の引上げ対策をどのように考えているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 町の健康づくり推進と受診率向上に向けた対策の強化というご質問でございます。

町では保健者として、これまでも特定健診の実施計画、またはデータヘルス計画に加えまして、特定健診の受診率向上対策、またはジェネリック医薬品の普及促進事業などを行ってきております。また、平成30年度からは、北海道も保険者に加わりまして、全道単位での特定健診の受診率向上対策が行われてございます。また、健康づくりの推進という点につきましては、保健部局との連携の中で、医療費が多額となる糖尿病性腎症の重症化予防、重症化を防ぐ取組なども行ってございます。医療費の低減の効果につきましては時間を要するところでございますが、今後も北海道や庁舎内、関係部局と連携しながら取組を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 改めてどういうことを強化しようという話はないのだね。平成30年のときに受診率は29.3%、これ特定健診です、だったのが令和元年では、若干増えました。0.2%増えて29.9%です。これは。コロナの発生する1年前の話です。去年は、これまで29%台を、約30%近かったのですが、去年は23.6%というふうに健診率が落ちました。多分、今年も健診時期がずれ込んだりということもありまして、そんなに増えてないと思うのです。こういう、やはり日頃からの洞爺湖町としての町民の健康づくり推進や健診受診率の引上げに対する取組というのは、私はやはり今のような報告だけではなかなか改善していかないのだろうなと思います。

それからこの、これは特定健診ですけれども、後期高齢者のほうの健診状況を見てもそうです。実はこれ、これまでになく、前年、去年です、去年の検診率はこれまでになく1桁台になってしまったのです。これもせっかく一生懸命、後期高齢者のほうの健診の受診者の引き上げる努力をしてきたのだけれども、コロナの影響もあるのでしょうか。しかし、そういう中でも受診率が非常に低い。ここの点をしっかりと行政として取り組んでいかないと。ただ料金上げればよいという話ではないと思うのですけれども、どうですか。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） やはり健診によります早期発見、早期治療というところにつきましては、医療費の抑制に非常に効果が大きなものと考えております。当町におきましても、そういった点から健診の受診率向上、こういったものを目標に掲げてこれまで取組を進めてきたところでございます。

昨年につきましては、やはり健診のみならず高齢者も含めて、医療受診自体も控えるというような現象が起こっていたというのは、町としても認識しております。昨年の減少につきましては、コロナの影響によりまして、健診の方法ですとか、また中止、延期、そういったものも繰り返される中で、結果的に受診率については非常に低い結果となったところでございます。

今後につきましては、コロナ禍における健診体制、そういった体制の確保も含めまして、さらなる受診率向上に向けた取組というものを、今後も継続して、しっかりと進めなければいけないと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） ぜひ、それを具体的に進めていただきたいと思うのです。特に国民健康保険は、決して毎年医療費が上がっているわけではないので、1人当たりの費用額としては上がってないのです。ずっと、私、平成28年から令和2年まで、この医療費の推移を調べてみました。そうすると、1人当たりにかかる医療費、診療費の額というのは、年々下がっているのです。ですから、治療をして、治療に伴う診療費、これが1人当たり額で下がっているのだけれども、相対的にも金額が下がってきてます。ところが、税金がどんどん上がっていくと。なぜかといったら、今度、加入者の数がどんどん減っているというのがあるのです。だから、結局必要な医療費、医療給付費を確保するためには、加入者の納める、被保険者が納める保険税が逆に高くなっていくと。こんなような悪循環なのです。

こういうふうにして、それぞれやはり努力しているのだと思います、町民だって。だけれども、努力しても、しても、どんどんと払うべき保険税は上がる。こういう仕組みに今、実はなっている。これは、実は後期高齢者医療制度ができたために、特に高額所得者などが75歳になると、後期高齢者のほうに回されるということで、国保の中での全体としての保険税が、総額が下がってしまうというような状況が起こって、こういう事態も生まれているのですが、それにしてもこういう事態を改善するために、ただ、例えば、全国の知事会などが黙っているわけではないのは、もうご存じだと思います。国保税は、後期高齢者医療保険以外の協会けんぽと比較しても高すぎるというのは、先ほども言いました。国に対して新たに1兆円の公費負担を増加するよう、この全国知事会なども要請しています。いまだにそれは実現していません。これは、道に対しても、北海道に対しても、国保税引下げのために道費補助を行うよう要請する。これも全道の首長などからも要請が出されていますが、残念ながら道もそういう方向には動いていません。しかし、これ、前にも、以前話しましたがけれども、全国知事会、市長会、町村会などの地方団体は、今の国保制度には、被保険者の所得水準が

低く、保険税の負担率が高いという構造的な問題があることを強調して、その解決のために抜本的な公費導入による保険税引下げを国に求めてきました。全国知事会は、2014年に、国保に公費1兆円投入することで、国保税をほかの健康保険並みの負担率にすることを国に要求しています。これは、都道府県化が実施された2018年以降も、引き続き、これは国に対して、政府に対して、全国市長会なども要求していることです。ところが、北海道は、2024年度までに市町村の法定外繰入の解消であったり、保険料水準の統一をうたって、2030年には統一保険料を実現するというふうの方針化しています。当町を含めて、これまで国保税の値上がりを抑えてきた自治体などでは、子育て世代、あるいは低所得者、障害者、ひとり親家庭など、それぞれの実情に合わせて独自の減免をしてきた自治体ほど大きな値上がり強いられる。加入者への負担になる可能性があるし、これは、国保の都道府県化を利用したまさに国保税、税金の引上げを行おうという方向だということです。この点でぜひ、あるいは、私は町長としても、引き続き、この国や道に対する支援、そして財政補填を強く働きかけるという姿勢がなければならないというふうに思いますけれども、その点ではまず、どのようにお考えなのか伺います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 私どもの町は、本当にひどい、今、状況に置かれているというふうに認識しております。全道の中でも、このように赤字解消がまだまだ遅れている市町村、11団体ぐらいいたしかあったかなと思いますが、残念ながらその一つに私どもの町も入っているということが一つと、今議員おっしゃっていただきました、国、あるいは道に対して、私ども町村会を通じまして、これは毎年要望させていただいております。国の、特に補助率2分の1、これにさらに上積みをしてほしいと。でなければ、国民皆保険が群部において崩壊してしまうということを強く訴えているわけですが、なかなか国のほうが、これは厚生労働省所管になるのですが、非常に厳しい考え方、そして総務省のほうにおいても厳しい考え方があるように聞いております。だけれども、これをやはり何とか国の支援なくしては本当に崩壊してしまいそうな状況がありますので、このことに関しましては、粘り強くということにはなるわけでございますけれども、何回も何回も要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） それと、先ほど来ちょっと担当の課長もお話になっているのだけれども、国や、それから特に北海道が料率について、これは改正を求めてくる、こういうようなことが話としてありましたけれども、国保法、国民健康保険法、それから地方税法では、国保税を、税の税率、国保税を決めることができるのは市町村の権限と規定されています。これは間違いありません。法定外繰入の解消とか統一保険料を押しつけれたりすることは、国保法と地方税法の規定を否定することになる。その点は、何も北海道が洞爺湖町の上にあるわけではない。ここは、本来なら同じ立場でこの権限を持っているのだと。一方的に道が地方の自治体にこういった料率を変更を求めるなんてことは規定上おかしいわけで、そこはしっ

かりと受け止めて、私は職についていただきたいし、町長としてもそういう対応をしていたいただきたいと思います。

法定外繰入は、国保税は高いために、住民の国保税負担を軽減するために実施されているものです。国や北海道は、国保税が少なくても協会けんぽ並みに引き下がるように、むしろ努力すべき立場にある。そのことを強く求めていただきたいと思います。

次に、19歳未満の子供の均等割、障害者の均等割を免除するように国に要請することについて伺いたいと思います。これは、全国の国民運動を通じて、国保税について、収入のない子供からも保険料を徴収する均等割というのは、昔から言えば人头割、同じで、再三この廃止を求めて運動が続けられてきました。国は、長い間のこうした国民の要求を受け入れて、ようやくと言っていいでしょうか、来年度から子供の均等割を半額援助すると、こういうことになりました。ところが、その中身は、就学児までです。未就学児童の2分の1に限定しています。半分、半額するというのだけれども、結局、これはどういうふうになっているかというと、今回、未就学児について2分の1を減額した場合、公費負担するとしているのですが、その中身は、国の補助は2分の1のさらに2分の1、残った2分の1は北海道と、そして町が負担する、こういう中身で、あまりにも対象が狭すぎる。子育て支援の拡充と盛んに言っている政党あります。しかし、実際には、こういうふうに未就学児に限定し、半額にとどめていると。均等割は、被用者保険にはなくて、保険料を大幅に引き上げる原因になっています。コロナ禍、子供たちにも広がる貧困、格差の解消に向けて、せめて子供の均等割は廃止すべきだということで、繰り返しこれは運動化、進んでいくと思います。実は、国がこういう方針に立ったということもあって、半分ではなくて、全額自治体が負担しますよという町も全国では、今、出てきているというふうに伺っていますが、この点について町としてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 子供の均等割額についてでございます。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が、議員おっしゃるとおり、保険基盤安定制度の拡充という形で創設されたところでございます。制度の創設に当たりましては、平成27年、国保法の改正、参議院厚生労働委員会付帯決議による議論を踏まえたものでございまして、就学後以上の年齢の均等割軽減につきましては、国が進める社会保障審議会等での議論を町としては注視していきたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 注視するのではなくて、むしろ町は、国や道に対して、19歳未満の全ての被保険者の均等割の免除を行うということを強く求めていくべきではないですか。特に先ほども言いましたように、実際に働いて収入を得られるわけではないのだから。そういう方々にまで、人たちにまで、もう生まれたその日から、その日と言ったらあれですけども、生まれたばかりの子供にも均等割という形で保険税を賦課する。こういう制度になっている

こと自体が大きな矛盾なのです。ほかの健康保険にはないのですから、こういうことは。ですから、それと合わせて、19歳未満の全ての被保険者の均等割の免除を求める、そういう要請をすべきではないですか。注視するのではなくて、要請すべきではないかと言っているのですが、どうでしょうか。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 今回の子供の均等割額のこういった制度につきましては、やはり子育てに関する費用につきましては、これまで当町といたしましては、医療費助成ですとか、町独自の子育て政策も様々なものを行っているところでございます。こういった国自体が、こういった子育てに対する支援、制度の拡充につきましては、町といたしましてもしっかりと国のほうで対応いただけるよう、要請してまいりたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、日本の人口がだんだん減少傾向にある中、やはり国民皆保険につきましても、ある意味人がいなければ制度が成り立っていかなくなってしまう。そんな中、私どもにできる、私どもの町の財源の範囲の中で、今現在、医療費の無料化助成というのやらせていただいているところでございますが、今部長が言ったように、これはもう、本来的には国の責務として、きっちり国が子育て対策、これらの観点から、やはりやってもらうべきだなというふうに考えております。

町村会のほうといたしましても、私もこの胆振町村会の副会長をやっておりますので、いろいろな意味でいろいろな提案をさせていただいておりますけれども、北海道のほうにまずは要望しながら、そして北海道とともに国のほうにさらに要望してまいりたいというふうに思っております。ただ、何回もあれでございしますが、国のほうとしては、例えば国保のいわゆるその税の、税というよりも国の負担割合が、もう何年もかかって要望しているのですが、なかなか認めていただけないというふうな状況はありますけれども、再三になりますが、粘り強く要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 立野議員、途中なのですから、12時に近いものですから、ここで昼食の休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

（午前11時56分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後1時00分）

○議長（大西 智君） 午前に引き続き、一般質問を続けます。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、ちょっとまとめて伺いたいと思います。

一つは、国保法の第44条に基づく一部負担金減免制度ということで、これは以前にも議会

で取り上げさせていただきました。その際に、標準例を基本として見直しを進めてまいりますと、こういう答弁でありましたが、その内容について一つはお聞きしたいのと、それからこれに基づく要項なのですが、全道的にも大分この要綱づくりが進んできておりまして、それには国や道の標準例を上回る見直しを行っているところもあるようです。例えば、収入基準が生活保護基準の1.2倍であるとか、あるいは預貯金の場合は、預貯金の基準のない保険者も対象にするとか、あるいは減免の対象は一時的な収入減少だけではなくて、恒常的な低所得者の場合も減免すると、こういうふうな内容にしているところもあるそうであります。

いずれにしても、当町におけるこの要綱についての改善、今の進捗状況、そしてその内容について今指摘しているような点含めて、どんな検討がされているのかということ、そしてまた、この要綱づくり、どの程度進んでいるか分かりませんが、この要綱に基づく減免制度の周知や活用、これを大いに図っていく必要があるだろうと思うのですが、その辺の見通しなどについても伺いたいと思います。

次に、併せて国民健康保険で言いますと、資格証についてです。資格証も、保険証がなくて病院に行けなくなり、重症化する人や命を落とす人も全国には出ているというような状況もあって、こういう深刻な事態を避けて、全国では広島市、横浜市、名古屋市、そして20年度からは札幌市も短期保険証の事実上の廃止や資格証の廃止を行っています。今、こういった形で短期保険証あるいは資格証の廃止が全国的にも広がっておりますけれども、これについて当町としての考えを伺いたいと思います。

次、無料低額診療についても伺います。これも以前、議会で取り上げました。無料低額診療事業というのは、健康保険証の有無にかかわらず、経済的な事情で医療支払いが困難な場合、保険分負担額の一部あるいは全額を減額免除するという国の制度であります。町内にもこの制度を活用している医療機関がありますし、伊達市にもあります。町は、この無料低額診療の制度を地域住民にもさらに広く知らせるとともに、例えば旭川市や苫小牧市などは、この無料低額診療というのは、あくまでも診療だけに限っているというところで、この院外処方薬局については、これは負担しなくてはならんということになっているものですから、旭川市、苫小牧市などは薬剤費への制度適用を独自に行っているというところもございますが、その辺についての当町としての考えなどについて、まず一通り伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） まず、一部負担金減免等の実施要綱の策定状況でございます。以前にも答弁してございますが、北海道が示す標準例を基に要綱案を作成しまして、7月26日と10月12日に開催された国保の運営協議会での審議を経まして、このほど公布したところでございます。公布日は、12月1日となっているところでございます。

内容につきましては、対象費保険者は、収入の減少による者、収入月額が生活保護基準額以下、預貯金が生活保護金額の3か月以下としておりまして、北海道が示す標準例に準じた内容となっております。対象療養等につきましては、入院療養に対する減免措置と一部負

担金の徴収猶予としてございます。

今後でございますが、広報等で広く住民の方にお知らせしまして、医師会等に説明を行うこととしてございます。

続きまして、被保険者資格証明書の交付に関する質問でございます。資格証明書につきましては、納税相談を受けまして、その滞納処分が解消され、資格証明書から一般証に切り替わった事例もございます。納付相談の機会を確保するといった点におきましても、有効な手段であると考えてございます。こうしたことから、今後も引き続き税務財政課と連携しながら実施していきたいと考えてございます。

続きまして、無料低額診療についてでございます。先ほど質問にありました旭川市と苫小牧市の状況でございますが、対象とならない院外処方にある調剤、薬剤等につきましては、自己負担額について補助しているというように聞いてございます。いずれにつきましても、生活支援課とか総合福祉課といった福祉部局が担当となって、福祉の観点から助成していると聞いているところでございます。

また、現在、無料低額診療については、町民の皆様には毎年広報にてお知らせしているところでございますが、本年は10月号広報におきまして、医療費の状況や特別会計の決算状況と併せお知らせしておるところでございます。また、窓口で医療費について相談に来られた方に対しましては、制度の説明や医療機関を紹介するなどの対応を取らせていただくこととしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） まず、この一部負担金減免制度なのですが、町のほうで作成したのは、今、国などが示した標準例、道ですね、北海道が示した標準的な内容だということなのですが、全道的にも道が示した標準例を上回る内容で見直しをしているところもあるという、先ほどお話ししました。これは、以前にもお話ししましたが、標準例の対象、減免対象が入院だけになっているのです。それを通院やあるいは保険、薬剤、薬局、薬代も含めて、さらに徴収猶予や減額の規定も設けて、対象も拡大している、そういう自治体もありますし、それから、この減額した分、国の基準範囲内で減額すれば、当然国のほうだけで出ますが、それを越えて減額した場合には、北海道がその半分を負担するということにもなっております。こういったもの多いにやはり活用すべきだと私は思うのです。何か、町の場合は、ほとんど国が示した標準例をそのまま横移しで制度化しているというような状況が見受けられるので、そこはぜひ改善をしていただきたいと思いますし、それから、制度として要綱の見直しが行われて、12月1日ですか、公布したと。これからなのでしょうけれども、周知するには。単に広報等で周知するだけではなくて、様々な手法、ポスターとか、あるいは医療機関などを含めて、そういうようなところにも掲示していただくようなそういう手法も考えながら取り組んでいただきたいと思います。できるだけそういう対象となる方が1人も漏れることなく対象となるようにしていただければと思います。

資格証の廃止については、現実にもう自治体でも取り組んでいるところございます。実際に洞爺湖町でも数件、毎回出てますから、当然そういう状況なども踏まえたと、特に短期保険証、資格証はあれですけれども、短期保険証の発行などによっていつて、その診療が制約されるということも起こりうるわけで、ぜひここも状況を見て取り組んでいただきたい。

無料低額診療についても、先ほどと同じですが、地域の方々はあまり知られていないのです。実は、医療機関も積極的にこれを広報してないのです。ここがやはり行政側としても、こういう本当に所得のない方、あるいは緊急に治療が必要な方、そういう方々について、こういった無料低額診療制度があるわけですから、窓口相談に来られる以前からそういう内容が分かるような、そういう周知を広くしていただきたいということを改めて要請したいと思います。これはちょっと、答弁要りません。

2番目に入ります。介護のことについて伺います。

特に介護保険でいうと、今年の8月から、特養やショートステイなどの補足給付の対象が大幅に縮小されました。食費はこれまで1日650円が最高1,360円に引き上げられましたし、単純計算で1年に25万5,600円もの負担が増えるということになります。中には、施設利用者が、所得も預貯金も増えていないのに、年間80万円以上の負担増になるというケースが出ているそうであります。これは町内の状況ではありませんけれども、こういった調査の、社会保障協議会というところでの調査の結果なのですが、こういうふうになっている状況があるそうです。当町にも介護施設が無数にあるわけですが、当町ではどのような影響が出ているのか。町としてその実態把握はされているのかどうかということについて伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの補足給付の部分に係る部分で、制度の改正後にどういったような町内において、まず実態の把握の状況はどうなのかというところと、影響がどんな感じなのかというようなお話かというふうなところでございます。

このたびの国の制度改正に伴いますサービス利用者の食費の一部負担増加によります影響などの実態の把握ということにつきましては、まず負担限度額の申請についてですけれども、令和2年度の実績では、申請者が186名、非該当者が5名となっており、制度改正前の令和3年7月末日までにお亡くなりになった方ですとか、あるいは自己都合等により施設を退所された方が計51名おられました。

次に、制度改正後の令和3年度の実績では、申請者が148名で非該当者が11名となったところでございます。この度のこの制度の改正に伴いまして影響を受けられた方について確認をいたしましたところ、令和2年度に対象であった方のうち14名の方が制度改正後に非該当者となったところでございます。

また、この度の改正に伴いまして、負担限度額が増額となりました方の所得段階についてでございますけれども、合計所得金額と課税及び非課税年金収入額の合計額が120万円を超えます第3段階の②に区分されます方に限られるものでございますけれども、改めて第3段階

階の②には42名の方々が該当されまして、食費負担額が650円から1,360円へと710円増加となったといったところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今伺っただけでも、住民税非課税世帯の所得区分の第3段階が二つに分かれて、そのうち第3段階の②というのが設定されて、年金収入が120万円以上の施設利用者の食費が実質2万2,000円の負担増、これで言うと1,360円というふうに言われてますけれども、こういう状況になってくる。それで、施設に引き続き入るにはかなりの負担をしなければならないということなのですが、これが要因となって施設を退所されたという方がいるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの施設を退所された方についていらっしゃるのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、当然ながらこちらといたしましても事業所等々に確認をした中で、施設退所の方については該当者はおられないということで確認をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 実際に施設に入所されている方で、なかなかそれで家庭に戻れない、そんな現状も当然あるわけで、料金が上がっても払い続けられればいいわけですが、なかなかそうならない部分は、これからますます出てくるのだろうと思うのです。いずれにしても、町としては、こういう補足給付の見直しによって、さらに介護を必要とする方が十分な介護を受けられない、あるいはサービスを減らすと、こういうことになることに非常に関心を持って今後取り組んでいただきたい。食費や住居費の軽減策を実施している自治体も、今出てきているそうでありますけれども、その辺の状況、町内の状況も把握しながら取組強化していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまご指摘のありました、サービスを受けられなくなる高齢者が出てくるのではないかとといったような懸念といった部分でのご質問かと思われます。

まず、こうした事案に対しましては、事業所関係者との連携の強化を図りながら、まずは実態の把握、さらにはそういった事案に関しまして、早期の相談に、そういった方がいらっしゃるということであれば、早期の相談に応じました中で、生活困窮者等に対する介護保険利用者負担減額制度によります負担減額措置など、町として実際に行っている制度もございまして、そういった可能な支援策につきまして確実に活用が図られ、サービス者の方にそういった支援が行き届きますように、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 実際に、今の制度の中だけでそういった方々を救済するというのは限度もあるわけで、行政としても独自の対策というのも今後考えていかなければならないと思いますし、まずは実態をしっかりとやはり把握していただきたいということ改めてお願いしたいと思います。

それで、最後の3件目の質問に移ります。職員の人事管理、配置基準は、どのように見直しされ、どのように実施されてきたかということについて伺いたいと思います。

2019年12月の議会、ちょうど2年前の議会ですが、現状を踏まえて職員の人事管理、配置基準の見直しを求めました。その際、町長は、人事評価の面ではということで、今後どうしていくか、庁内でしっかり検討していかなければならないとお答えになりました。職員の人事管理、配置基準は、その後どのように見直しされ、実践されてきたのかということをもっと最初に、ちょっと短く答弁いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 2019年12月会議で、その後の対応ということでございます。

まず、平成31年、同じ年でございますけれども、人事管理全般につきましては、洞爺湖町職員の人事施策に関する基本方針というものを定めてございます。その中で、現状と課題という形で、今の足りてない部分、これから出てくるような課題等それぞれ掲げまして、四つの柱として職員数の確保、人件費総支出の抑制、人材の確保と育成、職員の健康管理と、この四つの柱で対策を講じているということで掲げてございます。

この方針の策定後、将来的な職員数の目標値を定めた定員適正化計画の改定、四つの求める職員像を目指す人材育成基本方針の改定、心の健康づくり計画の改定などを行ってございます。今後につきましても、この方針に基づきまして、定年延長制度の導入に伴う職員配置や活用方法の問題、ハラスメントの予防と対策、人材の確保と育成、女性職員の登用など様々な取組を進めていくということとしてございます。

一方、人事配置基準につきましては、先ほど言いました人事施策基本方針の中で、ある程度の方向性を定めてございます。具体的に言いますと、若年層の方に関しましては、適性や将来のキャリア形成を確認するため、多様な部署を経験させること、あと一定程度の年齢を迎えた職員は、これも適正に応じてですけれども、公務能率の確保のため、部署を一定程度固定する制度、あとは職員個々の能力を最大限発揮してもらい、組織力を向上させるための仕組みとして、自らの能力や望む働き方、こういったものを申告してもらいながら、人事配置の際に活用する制度というものを導入していこうというようなことが、この基本方針の中で示されたところでございます。現在、こちらの方針に基づきまして、人事管理、配置基準等のほうを実施しているというところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今回、私、こういう質問をなぜしたかというのは、もう十分ご存じだ

とは思いますが、この間の保険料の過大・過少請求、住宅使用料等の賦課入力ミス、職員による不正行為などの役場内での相次ぐ不祥事や不適切な事務処理等が繰り返されてきたこと、本来なら、これは第三者委員会などを設置して問題点を洗い出し、問題の究明と改善の方策を進めるべき事態であることをまず先に申し述べたいと思います。町民の信頼を取り戻すには、こうした第三者委員会等での調査、そして自らの全容解明と、再発防止だけでなく、職場環境や人事政策など根本的な背景にまで踏み込んだ分析や見直しが必要だと考えますけれども、この点で町長のまず認識はどうかということ伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） まずは、このたびの一連の不祥事に関しまして、一番大事な行政の信用を失墜してしまうことになりまして、大変申し訳なく思っているところでございますとともに、深く反省をしているところでございます。

今回、このような問題が提起されました。その根底には、やはり職員一人一人が一生懸命頑張っているはずなのですが、なかなか思うように成果が出ていなかったという点もあろうかな、あったかなというふうに思っております。そんなことから、まずは私どものほうとして、人づくりにしっかり対策を置きながら、その上で仕事をしっかりやっていただける職員になっていただければという思いがございます。

それで、今後、いま一度、職員一人一人が町民全体の奉仕者なのだという公務員としての自覚と責任を持った仕事に参加してもらうために、学習会あるいは研修会、そして勉強会を重ねながら、町民から信頼される役場づくりに努めてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 2019年、2年前の12月の議会においても、私は人材育成基本方針のことについて取り上げ、これが現場で生かされているのですかという質問しました。これは、検証すべきであることを求め、それによって今年の3月ですか、人材育成基本方針という、こういうのが3月に町のほうで示されました。

私、これをよく見てみたのですが、これには洞爺湖町の求める人材像というのが示されています。先ほど総務課長も述べられた、その点ではあるのですけれども、この方針の遂行状況を検証し、改善する仕組み、いわゆる行政がよく使うPDCA、プラン、実行、評価、改善ですか。これの頭文字を取ってPDCAと言っていますが、このことについては、この基本方針の中には書いてないのです。つまり、方針はつくるけれども、その方針に基づいて運用されているかどうか、また、方針の内容が現状に則しているかどうかということなどを含めた見直しをどこでするのかというのがちょっと分からない。つくったはいいいけれども、それが実際に現場で生かされているのかどうか。また生かす上で何がまた課題となっているのか。こういうことをやはり繰り返しやっていかないと、改善はしていかないのだと思うのですが、こういう点での何か、いわゆるチェックする、見直しする、そういう仕組みづくりを私はちゃんと設けるべきだと思うのです。

過去にも、不祥事が発覚するたびに関係職員の処分が行われ、そしてその監督責任として町長や副町長などの行政責任、減給処分も自ら行ってきたということなのだけれども、チェック態勢の強化とか、業務や不祥事対応のマニュアル化など、早期に取り組むことは当然ですけれども、同時にそういった問題が職場の中で起こっていても、なかなかそれを口に出せない、事なかれ主義が蔓延する職場風土になっていないかと。それから、正職員と非常勤職員あるいは管理職と部下、管理職同士のコミュニケーション不足などの根本問題についても、しっかりと検証と抜本的な対策が必要になっているのではないかと、そのように私は思います。町民の信頼を取り戻すために、職員が安心してキャリアを積み、全体の奉仕者として生き生きと働ける、そういう職場環境を整備すること、そのために改めてこういった点での改善を求めたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 今年の3月に人材育成基本方針の改正をさせていただきます。その中でも書かれていますけれども、やはり職員が生きがいを持って働ける職場づくりと働きやすい職場環境の構築というのが重要だと、私どもも認識しているところでございます。その中で、先ほど議員からありました口に出せない環境、コミュニケーション不足といったような部分のお話もございました。今回のコンプライアンス行動指針の中でも、そういった部分、風通しのよい職場づくりに進めていくというようなこともやっております。これらの結果がどのような形で出てくるかというのは少し時間がかかるかとは思いますが、当然、今ある制度が全てで100%であるというふうには思っておりません。試行錯誤しながら、改善しながら、職員が働きやすい職場づくりというのを目指していくということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 今回の不祥事をきっかけにして、町長は、所属長による部下職員の業務管理の徹底とか労働時間の把握について新たな対策を講じるとして、分限処分に関する指針を含む4文書、全員協議会の場合でも公表しました。ただ、職員にモチベーションを上げろと一生懸命言うだけでなく、管理者側もしっかりと職員に対する見方を改める必要があるのではないかというふうに思います。一つは頑張ったことや成果が正しく評価されているかどうかということ、二つ目には、昇任や昇格の基準をさらに明確にすることや、三つ目には、職員の心身の健康を保持する。そのことにも、管理職としても目や耳を傾けて、職員の悩みなどもしっかりと聞いて、仕事や生活に強い不安とか、ストレスを抱える職員の増加が、どこでも増えているようでありますが、そういう職員が安心して働き続けられる職場環境をつくるということも大事なことだと思うのです。

これは洞爺湖町の役場だけではなくて、ほかの、行政でもそうらしいのですが、採用されても数か月、あるいは数年で退職をする、あるいは働いていても心疾患などによって長期に休職を余儀なくする。そういう状況も生まれているのだそうです。いろいろな原因があると

思いますけれども、そういう中でも、やはり職場環境の改善というのも第一の課題として、ぜひ私は取り組んでいくべきだし、そこにこそ目を向けていくべきではないのかなというふうに思います。

やはり以前、2年前にも言いました。人事面でも、技術も事務系も、仕事内容が一層多様化している下で、3年や5年程度の短期間で異動すると、職場内の技術力の維持が困難ではないかと思われます。いつ異動するか分からない状態で業務を行うよりも、長時間、同じ職場で勤務することを前提として、その分野の専門的知識を身につけていくほうが人材育成につながるのではないかというふうに考えます。ですから、およそ5年ごとに異動させることは、組織としてみればロスが大きい。専門知識のない管理職は、方向性を示すことが難しければ、部下を適切に評価することもできません。専門性の高い職員を育成するためには、短期間で異動させないほうが、私はいいと思います。

そしてまた、よくこれ町長答えられるのですが、苦手な分野に取り組ませるのではなくて、これはオールマイティーな人材をつくるというのではなくて、その人の得意とする分野を伸ばす人材育成制度が組織力を高めるものではないかと。個性のある人が集まっている組織は、活性化するものと言えます。苦手な分野を克服させて、全員に平均的な能力を持たせるだけでなく、その人の得意とする能力をもっと伸ばして高めるほうが、行政としても組織力を高めることにつながるというふうに思うのです。特に、これだけ業務、役場の業務が細分化され、そして専門化していく。そういう中で、やはり適切に町民の悩みや、そして相談を受けて、適切な援助を行う、対処する上で、それだけの知識、経験、能力が求められてきます。そういう職員であってこそ、町民に信頼される職員だと思うのです。そういう職員を育てていくためには、やはり一定期間、しっかりとその分野で、その仕事に精通する、経験を積み重ねていく、そういう職員を育てていく必要があるのではないのでしょうか。

若いうちは、いろいろな課に回せばいろいろ仕事覚えてくると、それはあるかもしれませんが。けれども、浅く、そして十分理解できないままいろいろな部署を回って歩くのでは、結局住民の相談を親身に受け取ることができない、対応することはできないのではないのでしょうか。その辺の人事の在り方、これ町長、町長の職権ではあるけれども、しかし町民にとってみれば、むしろこういった専門を生かした職員を育てていくということは、町民にとってもプラスなることでありますから、ぜひそういう方向も含めて考えていただきたいと思います。

その前提になるのは、やはり職員一人一人の資質や、それから能力や、そして意欲、そういうものをしっかりと管理者が受け止めて、それを生かしていく職場の配置、これを考えるべきではないのでしょうか。その辺について、町長、どのようにお考えでしょう。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 職員の人事配置については、本当にむずかしい問題でございます。約140名いる職員のそれぞれ個性が違う。一時期、職員にどの職場に行きたいと言ったら、大体が皆、偏った職場になってしまう。これではやはり行政運営ができないという部分がござ

いますので、残念ながらそれぞれのセクションに、今、それぞれの職員に配置していただいているわけですが、いずれにいたしましても、職員一人一人のやはり能力の向上、これが一番大切かなというふうに思っております。

今回、こういう不祥事が続きまして、以前から総務課を中心として、職員の在り方等々について周知、職員周知等もやってきたわけですが、今ここに来て、改めて立ち止まり、本当に職員一人一人がもっと地方公務員、あるいは洞爺湖町職員としてのモラル、倫理感、こういうものを改めてまず1回勉強し直そうということで、12月中には、一応、研修会、勉強会、こういうものを開催し、そして一般職員のほかに管理職も併せて、日にちは別になるかもしれませんが、そういう研修会、勉強会なるものを開催して、いま一度、もう一度自分たちで考え方を整理しようという機会をつくる予定にしております。

そこで、さらに、今議員がおっしゃっていただいた専門職、あるいは専門職にはならないかもしれませんが、ある意味、その仕事内容を熟知した職員、これはやはり、私もそういう職員が必要だというふうに認識しております。本当に職員の能力が、まず皆、一定の能力を持てるように、そういう努力をいま一度しながら、職員の能力に応じた、また適正に配置することによってその能力が遺憾なく発揮できるというものを見極めなら、今後の人事異動、あるいは機構改革等の関係について検討してまいりたいというふうに思っております。

また、今現在も、機構の問題ですが、しばらくこの同じような状態が続いておりました。これで本当にいいのかという弊害も出てきているように思いますので、併せて機構改革、そして人事異動、人事配置等については、改めていま一度精査をしていきたいというふうに考えております。

とにもかくにも、洞爺湖町役場を志望して入ってきてくれた職員でございます。その職員が定年を何とか迎え入れて、そして町民のために働けたというふうなものが持てるような職員をたくさんつくるのが私どもの役目だというふうに思っておりますので、今ご指摘いただきましたようなことをしっかり受け止めながら、今後の対策に当たっていききたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 最後になりますけれども、今町長がお答えなった点、本当に実践的に取り組んでいただきたいと思うのです。今回の問題を通じて、実は洞爺の住民の方の中から、私も耳が痛いような話を伺っています。本来なら、洞爺はもともと合併する前は役場があったと。だから、そこで全てが完結していたわけです。ところが総合支所というふうになってはいるけれども、全てそこで完結できる状況ではないし、職員も減らされたと。そのために、なかなかやはり、必要なことがあってもすぐに即決ができない。そんな状況もあるし、何か置いていかれたような、そういう気分だというようなことを言われている方もいます。いずれにしても、そういう職員の配置の計画、そういったものはやはりしっかり考えていただきたいし、それから、技術系以外にも、一般の会社だって営業であるとか経理であるとか、専門のそういう部署があって、そこにきちんとやはり業務が精通した人を配置してるわけです。

ですから、そういうふうに、事務職であっても今はもう、そういう能力が問われる、そういう職場ばかりですので、ぜひ、そういう方向で考えて配置していただきたいと思います。そのことを最後に述べて、私の質問を終わります。

○議長（大西 智君） これで、5番、立野議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を1時50分といたします。

（午後 1時39分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時50分）

○議長（大西 智君） 引き続き、一般質問を続けます。

次に、7番、千葉議員の質問を許します。

7番、千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 7番議員、千葉でございます。

3点、質疑を用意させていただきました。2番、3番については要望というふうに捉えていただければ、提案もありますけれども、捉えていただければありがたいと思います。

前の私、一般質問の冒頭で職員の皆さんにお礼を言った、お礼を言ったというか、大評価した話をさせてもらったと思います。遅れていたワクチンが他町村よりも、皆さんの力を發揮していただいて、ほかの町村よりもいち早く2回目のワクチン接種終わったというような評価、またいろいろな知恵を出していただきまして、ほかにないような政策、地元の還元できるような、活性化になるようなお金の使い方をして、私は大変評価をしている。ありがたいということで冒頭お話をしたことがございます。その気持ちには、今も変わりません。ただ、今回、不祥事が続いたということで、実は不祥事についてというような質問をしようと思ったのですが、つい最近の直近の全員協議会で出てきた文書の中には、非違行為の、非違行為についてというような言葉が出てまいりました。実は、大変勉強不足で分かりませんでした。この非違行為とは何のことなのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 非違行為と私ども、言葉で言っている部分につきましては、町の懲戒処分の基準というものがございます。その中で、処分の対象となる具体的な基準の項目というのがございまして、それらの行為、非行の行為、そういったもののことを総称して非違行為というような形で呼んでいるというような形でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） この非違行為、スマホですぐ出るので、探せば。法に違反すること、違法行為だそうです。私ども、これ初めて聞いたのは全員協議会。町長おられて、副長おられて、教育長おられて、総務部長もおられたのかな。そして、実はこういうことがあっ

たのだと。遅刻、上司及び住民への暴言、セクシャルハラスメント、不適切な時間外勤務、虚偽の時間外勤務、公金の自己支弁、勤務時間中の怠業、不適切な管理監督、不適切な業務処理と。全員協議会ですから、いろいろな議員から意見が出ました。私も手を挙げて発言させてもらいましたが、いきなり出た言葉は「ふざけるな」です。本当にさっき、立野議員が言ったとおり、20年度は155番目の所得しかない、コロナ禍でみんな困っている最中です。そんな中で、町民に奉仕をしなければいけない役場の職員が何をやっているのだと。そういう憤りを感じて、出てしまいました。大変申し訳なかったなと思いますが、本心です。何とかこの辺のところ、残念だなというふうに思っております。

この中で、私、一番聞きたいのは、上司及び住民への暴言、これはどんなこと言ったのですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 上司に対しての暴言についてでございます。

業務における指示命令のとき、自分の主張が通らなかった際、素直に従わず、上司に対する言葉遣いとは言えない言葉を大声で威圧的な態度で発言しているというような内容でございます。また、住民に対する暴言につきましては、服務全般について上司から指導された職員が、ある住民が上司へ通報したため、自分が上司から指導されたと勝手に判断して、その住民に対して、公務員として、社会人としても考えられないような、聞き方によっては脅しとも取れるような言葉を発言したというような内容でございます。

具体的な発言の内容につきましては、現在、公平委員会等のほうで審査請求の審議中ということもございますので、控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） これは、私も聞いてから、半年以上も前から続いていたというようなことを聞きました。これで1番目なのですが、なぜこのようなことが行われ続けてきたのか。そこを聞きたいです。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 今回の原因と、私どもで検証しているものにつきましては、一つとしては、公務員としての意識の低い職員を本庁以外の部署に集中して配置してしまった人員配置、あと上司の指導力、監督不足、事態を見過ごした職場、職員の労働時間の把握が不適切であったこと、業務が円滑に引き継がれる体制が不足していたというふうに検証してございます。

なぜこの事態が事前に防げなかったのかということでございます。当然、早い時期に事態を把握してれば、ここまで大きくならなかったというふうに思っております。未然に防止できなかったこと、早期に発見できなかったとしては、先ほどの要因もございませうけれども、内部からの通報制度というものが十分に機能していなかったということも一つの要因として考えられるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 先ほど町長の立野議員の答弁の中で、職員の成果が上がっていない、職員の指導、研修を言われているがというような、研修をしているがですか、というふうに、何か職員のことに話がいつている。私、これ、さっき言ったように、人事の問題、配置の問題も言われたと思うのですが、構造的な問題ではないですか。リーダーの。全部職員がこれから勉強すれば直る話なのでしょうか、これ。

この間もらった洞爺湖町職員コンプライアンス行動指針、「初めに」と最後に書いてますけれども、「本行動指針の活用に職員一人一人が自覚を持って行動し、町の信頼を高める取組を進めていきます」。みんな職員にこれ、返っているのです。うちの町は、やはり町長をトップにしてできている役場組織です。それが、何かそっちのほうばかりにいつている。私、構造の問題があると思います。組織の問題があると思います。そこを直さないと駄目なのだろうと思うのですが、いかがなものでしょう、町長。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 組織全体の問題ですから、それはもう責任は私どものほうにあります。一応ピラミッド型になっておりまして、町長から指示があつて、副町長、部長、そして課長という順に仕事を進んでいくわけですが、どうもパイプがよく詰まって、風通しがよくなかったなというのは反省しているところでございます。ですから、この風通しのよさをこれからしっかりやはり立て直していかなければならないな、それを直していくのもトップの責任かなというふうに思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 又聞きですけれども、町民の方で洞爺総合支所に行くのは怖かったと、そんな話も聞きました。同じ同僚でも分かつてはいる人はいると思うのです。告発ができない、内部で相談できない。そういった、うちの役場にそういった下地があるのではないですか、そういうのが。だから、半年も続くのではないですか。相談相手がいない、相談したら、何かあとから断られる、あとは何か違う嫌味を言われる、それなら相談できませんよね。そういう受け皿がないのです。そういうふうなの、つくりませんか。まず、そういうふうになったと思いませんか。だって、いっぱいいるわけですから。感じていた人はいっぱいいる。分かっていた人がいっぱいいると、私、聞いてます。けれども言えなかった。ずるずるべったり来た。半年来た。いや、これ、やはり職員の一人一人が悪いとは言えないと思います。当然、そうやって勉強してもらうことはいいことですよ。やはり、これは管理職、そして上、トップ、リーダーです、そこにいくと思うのですが、その辺の責任、町長の責任、ちょっとここに全然どこにも書かれていない。ちょっと教えてください。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 責任の取り方というのは人それぞれ千別あると思うのですが、今、質問を聞いてますと、リーダーが悪い、リーダーが悪いからこんな態勢になってしまっている

のだ、だから、リーダーはどう考えているのだというふうにしか聞こえてこないのですけれども、役場機能ですから、これまでも不祥事は不祥事であったわけですから、いろいろな行政運営をやってきたわけですから。その、たまたま今回、本当にとてつもない不祥事になってしまったわけですから、これをやはりしっかり整備して、それから何も言えない態勢だとか、私にはもうそんなことはないというふうに思っております。それは、議員と私との考え方の相違なのかもしれませんが、しっかり私のほうに相談に来る、ほとんどの課長は相談に来ています。決裁権にしても、例えばこの事業、こうこう、こういうふうに進めていいだろうか。当たり前のことですから、それはしっかりやっていただいているなと私は思っております。ただ、今回、洞爺総合支所のほうに固まってしまった職員がいたと。これについては、私ども、本当にそこにそういうふうな職員を配置してしまった、これについては非常に反省といたしましょうか、大変ほかの職員に迷惑をかけたなという思いはあります。ですから、そういうことはしっかりこれから改善していかなければならないなというふうに思っております、そういうふうに改善してくのも私どもの役目なのだなというふうに理解しております。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） それなら、なぜ半年も続いたのかと。相談はできなかったのではないですか。町長に。また、周りの幹部職員に。聞いていたら、やはり動かざるを得ないでしょう、こんな状況で。もう一度言います、洞爺総合支所に行くのが怖かったという住民がいるということです。職員だって、みんな結構、迷惑かかっているわけですね。そのかかっている職員がちょっと相談、周りに相談する。ある議員、言っていました。コミュニケーションがなさ過ぎるのではないかと。そのつながりの中で。だからそこ、私、そこ構造の問題だなという感じがするのです。本当に直さなければ駄目です、これ。腹くくって。職員に視察行け、検証しろ、勉強しろ、それではね、それだけではないような私は気がするのですが。もう一步踏まえて、やはり考えてもらいたい、この案件については。でないと、やはり職員育たないです。誰かおっかない人がその中にいて、何も言えないと。やはり上司と議論あって、まちづくり、町民のために、町のために奉仕をしていただく。住民の命を守るためのあれですから、これから有珠山噴火もあるわけですから、そういう危機管理を踏まえて、コミュニケーションがなかったら、俺は知らない。いつも遅刻したって何も言われなないのだからいいわと。本当にこれ、この非違行為というのは法律に違反していると書いているのですよ、本当は。だから、私、最初聞いたときは、これ、首なのだろうと。普通、民間だったら、会社だったら首ですよ。だって何も、会社のためになってないのです。逆にマイナスなのです。全然これ、本当に住民目線からいくとおかしいと。

2番目ですけれども、本当に、この公務員という立場の中で、復帰したらまた高い給料もらっていくわけです。この処分について、もう1回お聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 今回の処分につきましてでございます。全員協議会のほうでも資

料を出してございますけれども、一番重い職員のほうで停職2月という処分内容でございます。この処分につきましては、職員の懲戒処分につき、町の処分基準というのがございます。その中の非違行為の内容や、その影響といったことを過去の事例、ほか市町村の状況、当然、国家公務員の基準等、そういうようなものを踏まえた上で、当事者や関係者からの事実確認、弁護士のほうからもご意見をいただきながら、慎重に審議した結果でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 先ほど来出ていた、その構造的な関係からでございます。洞爺湖町合併して、旧洞爺村と虻田町が合併して、総合支所を置いてということで、新町として歩みを進めてきたところですけども、やはりまず構造的な一つの大きな要因、令和2年3月に21人の大量退職者が出て、若い課長を含めて新しい職員が入った、一つそういう節がございます。

それから、やはり、合併した町だからということはないのですけれども、やはりコミュニケーション、それぞれ配置されているところがもともと行政の職員としてなかなか関わりのないところに行った。そういう意味では、そのコミュニケーションというのは、非常に大事なことで、全員協議会のときもご指摘を受けました。私も、本当にそのとおりだなと思います。

それから、なぜ、どうしてそういうようなモンスター的な職員が長年というか、育ってしまったのかということ、やはり小さな芽を摘まないで、そのままいたことによって、どんどんどんどん助長していく。あまり目の届かないところに行くと、さらに周りにも影響を与えながらというようなことで、公務員としての自覚ということすらも欠落、町民に対して暴言を吐く、町民がその総合支所に行けないなんてということ自体が、もう全くあり得ないことだろうと思います。

今回のそのコンプライアンスといいますか、法令遵守のそのルールの中では、決してこれはその職員に対してだけのことでなくて、当然、人事配置をする者としての責任というのは、非常に大きなこともございますし、今の組織をどういう形に変えていくかというのが一番大きな仕事だというふうに思っております。特に、小さな芽を摘むという意味では、チェックシートの中で、遅刻がある、何がある、身だしなみが変わってきた、どうしたのだというような声がけをかけるような意味合いをもったシートです。小さな芽を出たときに、その職員がどういう悩みを持っているかということも、具体的に上司の者が声かけられるような形でやるにはどうしたらいいだろうかというようなことの一つのルールです。

それから、根本的な部分ということでは、私はもともと合併して行革のほうを関わらせていただいたのですけれども、現在、令和4年から8年までの行財政改革の抜本的な組立て直しをしております。これについては、一般職員からの聞き取りも含めて、どのような目標値をもってという、この中で機能的な行政組織構築に再編するという大項目を掲げてご

ざいます。それは、職員から吸い上げ、それから課長方の聞き取りもしながら、今組み立てていってるといことでございますので、当然、職員に対してだけということではなくて、本当に合併してできた町ですから、トップ、それから人事管理を、職員の目配せをしなければならぬ副町長としての責任というのは非常に重いと思っておりますし、そういうことについては、これから本当に町に恩返しできるような形で、職員と一丸となって進めていきたいというふうに、本当にそう思っているところでございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） この問題、協議会で話されてますし、先日だってまた協議会の中で話すという話も進んでます。けれども、やはり私、これは議会で取り上げて、やはり町民の皆さんに聞いてもらう。職員の方いっぱいいらっしゃるけれども、聞いていただく。やはり町民目線、町民の声だと思います、これ、正直。そして、一番被害者なのは、同じ職員です、同僚です。その同僚を助ける、職員を助ける、そういった仲間づくりをできる、何かつくらなければ駄目ではないですか、相談できる。みんな独りぼっちで、ああ言われたらああ言われっ放し、反論できないわ、年も上だし、年数も違うし。そういったところを職員助け合っていないと、今回のもそんなような気がするのです。そんなのもう、半年も前にそんなことがあって、相談あって、そうかと。部長の耳に入る、副町長に入る、町長に入ると、何とかせいやとなるかもしれない。いや、何とかするでしょう、それはそうって。そうやってなっているのですから。だから、その辺のピラミッド型がきちんと伝わっていたのかと。いや、町長から聞いたら、そうなるのだろうと言いますけれども、私はそこがなくなってしまったと思います。そこをつくらなければいけないと思うのですけれども、どうですか。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 行政としては、もう本来、トップがいて、その下に副町長がいて、その下に部長職がいて、またいないところもあります。そのピラミッド形式、これはもう当たり前前のことであります。それが今ご指摘のように、何か詰まっていた部分があるのだな、あったのだな。それを風通しよくしよう、そのためにいろいろな方策をこれから考えながらきちとした形にしていこう、それはもう当たり前前のことでございますので、それはやりますので、よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 本当に、この問題、まだまだ深いものがいっぱいあると思います。協議会でまだ延長戦で、いろいろな議員の方から意見が出てくると思います。ただ、こういった場所できっかけとして町民の方に聞いてもらう。インターネットにも入っているでしょうから、やはりその辺ところは、職員も皆本当に考えるし、このコンプライアンスの本、冊子作ってますけれども、本当に説明受けましたけれども、当たり前。本当に一步、飲酒運転は絶対にしないこと、安全運転を励行すること、当たり前ではないですか、これ。職員ではなくたって、当たり前ではないですか、こんなの。こんなこと書かなければいけないのですかという話ですよ、みんな。だから、その辺のところを考えながら、私も議会だし、議員だし、

やはり聞けばどうしても言わなければいけないし、チェックしなければいけないしと思うのです。お互いやはりつくっていかねば駄目ですから、いい町を。町長、最後に、副町長もお話あると思います。一言ずつお願いできませんか。心構え。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 今ご指摘ありました。本当に当たり前のことではないのかと、ここに書いてあるのと。本当にそのとおりだと思います。当たり前のことがやはりできていない、本当に大きく反省しないといけないですし、もう少しでも、一日も早く町民の皆さんの信頼回復に向けて全力で頑張っていきたいと思ってございます。

それから、先ほどこちよつと答弁、漏れたところございます。職員に対する処分の量定の関係です。これにつきましては、地方公務員法を適用される一般職員ということで、懲戒の手続、効果に関する部分については条例で設置する、公平を期さなければならないということで懲戒審査委員会というのを設けてございます。委員6人ほどで、私が委員長をやっております。その中で、今までのその処分等を十分勘案しながら、時によっては弁護士にも相談をさせていただいて、今回出した結果を町長に諮問を受けたものについてお答えをしたと。それで最終的に決定をしたということでございます。現在、一部その処分が重いということで公平委員会に申立てしようとしている最中だということでございますので、詳細については控えさせていただきますけれども、決して甘い処分を下したというふうには考えていないところでございます。

いずれにしても、これから職員、それから職員だけでなく、執行している者として、職員とともに一日も早い、町民から信頼される組織づくりに努めていきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 今回のこの中には、規律ですか、保育料の関係、公営住宅の関係ございます。これもやはりその構造的なところもあるのかな、人事も、立野議員の一般質問に出てましたけれども、先にお話されてますけれども、やはりそういったところ防げるところもあったのかなと。そこもやはりコミュニケーションというものが入ってくるのだろうと思います。ぜひその辺のところを加味しまして、ぜひその姿を見せていただきたいというふうに思っています。続く話でしょうから、私はこれで1回終わりたいと思います。

2番目にいきます。町内清掃についてでございます。

これ、春秋2回、自治会で回ります。その後、海浜清掃というのがございます。最近、歩道の草取りというようなこともございまして、大変に歩道のほうはハードな感じがしています。どちらにしても、出る人数が限られていて、役員しかいないプラスアルファということでやっています。町をきれいにすることは大賛成ですし、きれいなまちづくりは心もきれいになる、そんな感じがするのですが、実際、どのくらいの数の町民の方が協力していただけなのか。分かれば教えていただきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） ただいまの町内清掃等の参加人数のご質問ということで承ります。

町内の一斉清掃につきましては、春と秋の年2回開催してございますけれども、町内一斉清掃につきましては、自治会からの参加人数の報告はいただいてございませんので、大変申し訳ございませんけれども、ちょっと把握はできてございません。そして、国道37号の歩道の雑草除去ボランティアにつきましては、本年度、6月初旬、10月の初旬、年2回、区域を二つに分けて行ってございます。参加の呼びかけにつきましては、国道37号の沿線の自治会等でございまして、今年度の参加人数につきましては、1回目の参加者につきましては92名、2回目につきましては参加者84名、それぞれ職員と一般、そしてあと自治会の方の合計の人数で今お話しさせていただいたところです。

以上でございます。

失礼しました。あと海浜清掃につきましても年1回、今年は8月初旬に開催してございます。これにつきましても、参加の呼びかけにつきましては、虻田本町地区全域の自治会、それと産業振興課を通じまして、漁協組合のほうに参加の呼びかけを行っているところでございます。今年度の参加人数につきましては50名ということでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 町内清掃は、各自治会がやはり自分たちの住んでいるところですから、役員も回るのですけれども、海浜清掃に当たっては、私どもの自治会の場合は前浜が担当になります。その中でやはり、大変限られた中でやっていると。それを年2回やると。そうしたら、いろいろなものがあるわけですが、なかなか自分たちだけでやっているという話で、3区は3区、2区は2区、こっちはこっちと。こういったところで、やはり全体の中でそういった取組ができないか。人の問題、自治会も、本当役員も高齢化してしまっていて、私65歳になりますが、私が一番下のほうですから。そんな格好でやっていたら、もう遅かれ早かれという感じにもなり得ることということです。

殊に、その歩道のほうは大変ハードです。平日の2時間、7時から9時ですね。6時半に受付をするのかな。早くやるのですけれども、そこをやるだけで汗びっしょりで、手が痛くなって、1日の仕事ができないという方もいらっしゃるぐらい。そんな恰好です。その中に職員の方も来てくれる、手伝ってくれていると。うちらも疲れるけれども、職員は帰って仕事しているのかなと。できるのかなと、そんな私、不安思ったりもします。

私、この町内清掃の2番、3番なのですけれども、これ、町を挙げてみんなで相談しながら、いろいろな団体集まってもらいながら、話し合いながら、町からこの日とこの日が海浜清掃で、この日が歩道清掃でなんて言わないで、みんなで集まって、みんなで町をきれいにしようというような恰好、その地域によって。そういったところに人が集まると、労力も半分で済んだり、その辺のところでみんなで協力し合えば、やはり満足感というのですか、充実感というのですか、そんなのも出てくるだろうと。

今の段階では、人数が少ないものですから、ボランティアだけでも不公平だと不満が出てきます。はっきり言って、うちの自治会長、海浜清掃やめようと。そんな、漁師も出てこない、誰も出てこない、何で俺たちだけやるのであるのだと。年に2回もと。そして、その海浜清掃に行ったって、いろいろな船があったり、取れない縄があったりと。誰も手伝ってくれるわけないからほったらかしですよ、まだ。それがきれいになったかどうかというのも問題ですけども、そんな格好で進んでいます。ですから、やはりそういったところも、みんな年取ってしまったから難しいところあるかもしれませんが、自治会、連合会で、いろいろな婦人、女性団体とか、いろいろな、あるではないですか。青年部とか。その中で一度、協力できることは協力してもらいたいし、やれることはやりたいと思います。そんな恰好で、提案ですけども、そんなふうに何か考えてもらえないかな。実際、本当に歩道の草取りはハードです。もう腰は痛くなるし、もうまた来るのかなということです。その辺のところどう考えていただけるかなと思います。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） ただいま議員おっしゃった、特に国道37号の歩道の雑草除去ボランティアの参加者の呼びかけにつきましては、事前に自治会長の開催の、自治会の会長のほうにご協力の案内をさせていただき、その後ちょっと会談で周知させていただいてございます。ただ、実際参加される方につきましては、ほぼ同じ方、そして1回当たりの参加者数も、ほぼ同じぐらいという形でございます。また、平日の実施、早朝実施ということもありまして、なかなかその辺も影響しているのか、若い方の参加が見受けられない。そして、今、議員のご指摘のあるとおり、実際参加者数が増えていないというのが実態でございます。町しても、参加者数が増えるような周知方法も含めて模索していかないといけないというのは認識してございますけれども、やはりボランティアとしての協力、ちょっとお願いとなるとということから、ちょっとなかなか難しい課題であるということは認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 大変だということで認識してもらっていると、町側では。そういうふうに今は聞こえました。本当、その辺のところ、ちょっと解決していただきたい。本当に続かないです、これは。町内清掃だけなら続きます。自分の自治会ですから。やらなければいけないなと思ってやっていると思います。ほかの、浜とか、浜はみんなの浜でしょうと、海でしょうと。歩道だって、本当は開発がやってよということです。それがT字路とか十字路とか行くと、もう草ぼうぼうです。誰がやるのと言ったら、みんなうちらがやるのです、あれ本当に、四つ角。なかなか取れないですよ。そんな不満もあるので、ぜひその辺のところ考えてもらいながら、みんな、そこ1人でやるから大変なので、四、五人でやればあっという間に終わるような気がします。そういったことでの、みんな、今回歩道やったから今度洞爺湖温泉のどこかだとか、彫刻だとかって、その分できるかもしれない。何か、そん

な、うちの町の美化を考える、清掃を含めてそんなことを考えていったらどうなのかなと思うのですが、どうでしょう。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） 全体のお話ということになりますけれども、先ほど37号の雑草除去ボランティアにつきましては、人数が少なくなっているということで、当然実施方法も考えないといけないということは認識でございます。私も、今回、37号の実は雑草除去ボランティアのほうに参加させていただきました。そのときに参加者からも、今議員おっしゃられたように、結構この作業は腰が痛い。そして大変だと。そして、参加者が少ないし、若い人がいないのだということで、出てくるざるを得ないのだという話もちょっとお聞きしたところでございます。当然、参加者人数、若年層の参加者が少ない要因は、いろいろと考えられるところでございますけれども、先ほど言った今後この事業を継続していくために、平日の実施がいいのか、開始時間の問題なのか、回数的な問題なのか、それらも含めて総合的な中で判断していきたいと。そして、そのような形で、どのような形が最善なのか、それらもちょっと模索しながら、今後、自治会のほうの意見もちょっと取り入れさせていただきながら、どのようなやり方がよいのかというのを検討していきたいと、方向性を見出していきたいというふうに思っております。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 今回の雑草除去、あと海浜清掃の関係でございますけれども、実は歩道の雑草除去につきましては、ちょっと私、担当課長として環境課長をさせていただいたときに、いろいろ検討させていただいた中で、事業を始めるにあたってどういうやり方がいいのかということで、時間帯、曜日等も含めていろいろ検討させていただいた中で、確かに町の職員のボランティアも募らなければいけないという中で、確かに土日となると、結構ボランティアとしてイベント関係の手伝いも多い状況がございまして、そういった環境の中で、ではどういう時間帯、早朝であれば、皆さん職員お声かけした中で参加できるだろうと。まして終わりの時間も、今、7時から9時ということでご答弁させていただきましたけれども、実際のところは、終わりの時間は、一応9時までやる予定にはしていますけれども、皆さん都合によってお仕事等の関係あるでしょうから、そこはご自由に解散していただいて結構なので、参加できる時間帯としてご協力いただきたいということでスタートさせていただいたという経緯がございます。

今、ご指摘いただきましたけれども、雑草除去については、基本その沿道ということで、地先という視点の下で、地先の自治会のみに取りあえず声がけさせていただいて、それ以外となりますと、当然開建のほうに、開発のほうにお声がけさせていただいて、沿線の金融機関ですとか、農協ですか、そういったところにも、ちょっと声がけさせていただいて、応援いただきながらやっているのが実情でございましたけれども、なかなかその参加人数が伸びずに苦慮しているということでございますので、その辺ちょっと、やり方等、担当課長も申しましたとおり、いろいろちょっと検討しながら、こういった方法を取っていったらより多

くの方に参加していただけるのかということで改善を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） 武川副町長。

○副町長（武川正人君） 今、議員お話しされたのは、とても重要なことだと思ってます。景観条例を置いている町、それからユネスコのプログラムが二つも認められている町のその美化活動含めてというのは、まちづくりに大きな意味合い持っていると思います。今回は町内清掃をきっかけとしてお話ししていただきましたけれども、町全体がやはりそういう形で、何のために美化活動をするのかという目的の一つにして、何かいい仕組みができないかということで、今既存のやっているものも併せていろいろと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 前向きな話で、ありがたいなというふうに思います。ぜひ、やらないわけではないですけれども、やはり大変だということで、町挙げて、皆でやれば本当にいいかなと思います。ただちょっと、あそこに本当にひどい、取れないところには除草剤撒いたらという話があったのですけれども、駄目だという話聞きましたけれども、その辺のところ、ちょっと聞かせてくれませんか。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 今質問ございました除草剤の関係でございます。当然、この雑草除去スタートするに当たりましては、開建のほうに協議させていただいた中で、当初はうちのほうとしては、開建のほうで何とか対処してもらえないかということでご相談させていただいた経緯がございます。その中で、やはり国道としてもやはり予算の関係ございますので、そこまでなかなか対処するのが難しいということの中で、では町して対応するに当たって、除草剤撒かせてもらっても大丈夫でしょうかということでもちょっと問いかけもさせていただいたのですけれども、やはりその環境面への配慮ということで、国道で除草剤というのは使っていないということがございまして、そちらはちょっと認められないということでお話いただきましたので、それではということで、どうしたものかということで、今回のその雑草除去ボランティアというのを企画させていただいて、今継続させていただいてるという状況でございますので、そこはちょっと環境面の配慮ということもありますので、ご理解いただきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 今の除草剤、何か海に流れると漁業のほうに影響があるという話もあったり、いわゆる環境の面だというふうに聞きました。とにかく雑草は強いです。

3番目に入ります、すみません。

三豊霊園の整備についてということでございます。ご存じの方は多いと思いますが、本当に最近、墓じまいということで、やめる方もいっぱいいらっしゃいます。札幌みたいにする霊園造れというわけではないのです。今のある墓地の中で、ちょっと土、そこは舗装

してもらえないかな。それから、昔やはり墓が足りなくて造成した。その上があるのですけれども、その上とその旧墓地と言うのですか、下の墓地の間に通路ができています。そこは、大変細いです。だから、そこへ行くにはやはりみんな車で行くのです。そこに行くとき、本当にもう駐車場がないので、すれ違うのは危ないと思います。私、今年ちょっと墓地へ行く機会が多かったのですけれども、やはり結構お参りに来る方もいっぱいいらっしゃいます。そんな中で、車の出入り、そんなことを考えると、ちょっとどこかにそういった駐車場できないかなと。道幅を広くできないかなと。ずっと上がって行って、墓地の真ん中を走ると、まっすぐ行くとあずまやみたいのがあります。あそこへ行って切り替えして帰ってくるという話あるのですけれども、あそこでもこぼこだったりするのです。あの辺の整備をきちんとできないかという提案です。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 三豊霊園についてのご質問でございます。

いわゆる旧墓地の上部に道路を挟んで造成した新墓地があるところではありますが、この墓地を利用されている方は、議員のおっしゃるとおり、この道路に駐車して墓地を利用されているようでございます。この道路は、交差するには狭く、ご不便をかけていると認識してございます。しかし、新たな駐車スペースをとると用地の確保が必要となってございます。

また、大真寺裏の駐車場の舗装をというご意見でございますが、現在、墓地等に関する意識調査を実施する予定としてございます。現状、三豊霊園の現区画数が全て埋まる状況ではございません。また、利用者についても現状維持ないし減少が見込まれている状況でございます。こうしたことから、現状での霊園を有効かつ利便性の向上を図れるものになるよう考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 本当に墓じまい、あと無縁仏とか、お一人でどこへ行ったらいいのだろうと。前、石川議員も一般質問で出てました。合同墓というのですか、合葬墓というのですか、そういったものを町で造ったらどうだろうという話があります。この三豊霊園の整備におきましても、やはりそうなれば多くの方々がそういったところに来る可能性もあります。やはりお寺ですとか、そういった信仰されている方々に預かっていただくようなところもあるのかもしれませんが、やはりそういったものを町で造るということになれば、ある程度の三豊霊園の整備、その辺のところ、きれいにしておくというようなことも必要かと思うのですが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 先ほど申し上げましたとおり、墓地等に関する意識調査を近く実施する予定としてございます。その結果を踏まえまして、今後どのような形で有効活用できるのか、その点を踏まえまして考えていきたいとしているところでございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 三豊霊園、うちの町の中では大きな霊園ですし、いろいろな方々があ

そこを使っております。使いやすさ、最近ではふるさと納税で墓を洗って何ぼと、そんなような企画もあるようでございますし、いろいろなことを考えれば、先に残す大事なところかと思っておりますので、その辺のところも、そんなに予算かかるわけではないと思うので、そういったところも一つ何か考えれば、私すぐ言いますけれども、クラウドもあるのではないかと。駄目か。駄目ですね、すいません。そんな話の中で、三豊霊園も整備やってもらいたいと思います。

2番目ですけれども、墓の位置によっては湧水が墓に入っているというような苦情をお聞きしました。何かそう話は担当課のほうにも入っているようですけれども、どのような対策を取られているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 三豊霊園の上部の右端東側の部分についての墓地に水が、墓石に水が浸入するという事例でございます。数年前、そのような事例があったところでございます。その時点におきましては原因が特定できておりませんで、その時点におきましては様子を見るとしておったところでございます。

現在、今年度に入りまして、報告のあった地点の墓石に関しましては、確認をしましたところ、水が入っているような、そういう形跡がなかったところでございます。また、現時点におきましては、そういう苦情ないし報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○7番（千葉 薫君） そういったことがあるのであれば、こんなことも引継ぎと、そういったことも、やはり出てくるでしょうから、そういったことがあったのだというようなことがやはり、つなげていくことが大事なのだろうと。今回の不祥事とか、その規律的に違反、違反というか、つながらなかったところはやはり引き継ぎみたいのがあったのかなとも思いますから、小さなことでもやはり引き継いでおくと。コミュニケーションを取っておくというつながりの中でつなげていただきたいなと思います。それが全部、全ての解決になるわけではありませんけれども、やはり役場の組織自体変わってほしいということの趣旨の今日は一般質問でございます。どうぞよろしく願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（大西 智君） これで、7番、千葉議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。2時45分再開いたします。

（午後 2時33分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時45分）

○議長（大西 智君） 引き続き、一般質問を続けます。

次に、８番、今野議員の質問を許します。

８番、今野議員。

○８番（今野幸子君） 日本共産党の今野幸子です。

通告書の順に一般質問させていただきます。よろしくお願いします。

初めに、洞爺湖町地球温暖化対策実行計画についてお伺いしていきます。この温暖化、20年以上前から温暖化対策が叫ばれてはいたようですが、私の耳には届いていませんでした。しかし、2019年の国連の各国首脳の前で、スウェーデンの16歳の少女、グレタ・トゥーンベリさん、堂々としたスピーチ、これが多くのマスコミに取り上げられたことで、ようやく私の耳にも頻繁に地球温暖化、気候変動の言葉が入ってくるようになりました。同時に、世界各地で50度の熱波、豪雨による大洪水、そして大規模な森林火災、そして氷河などの溶解、日本でも40度を超える酷暑、こういった観測記録を次々と塗り替える大雨などが急激に増えてきました。この危機的状態を克服するために、できること、またしなければならないことを真剣に考え、取り組む必要があると考えます。

洞爺湖町においては、計画の中に公共施設照明のＬＥＤ化の導入をはじめとして取り組むとありますが、ＬＥＤ化は何パーセントくらい進んでいますか。また、そのほかに行われている取組はどのようなものがありますか。お聞きします。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） 地球温暖化対策実行計画、取組等についてのご質問と承ります。

まず、洞爺湖町地球温暖化対策実行計画、これの事務事業編につきましては、本年３月に策定いたしまして、令和３年度から令和12年度までの計画として市町村の事務事業、公共施設などにおける温室効果ガス排出量の削減に関する取組として策定したものでございます。そこで、公共施設照明のＬＥＤ化の進み具合ということでございますけれども、ちょっとパーセンテージとは何パーセントということはちょっと押さえてございませませんが、施設が新設される場合、施設整備時に環境負荷の低減に配慮したＬＥＤ化にしておると。そして、既存施設については、改築や電気関係等の修繕が伴うときに併せてＬＥＤ化に随時直しているというところでございます。既に庁舎の一部、総合支所の事務室や会議室、観光情報センターなどの一部などについては、ＬＥＤ照明の導入を行ってございます。そして、また、街路灯や防犯灯などのＬＥＤ化につきましては、町内にあります道路照明については、全部で1,800基ほどありますけれども、そのうち300基ほどが既にＬＥＤ化になっているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○８番（今野幸子君） 新設時期とか、あと改善、改修とか改善のときにＬＥＤ化に進めるといふことらしいのですけれども、ということは、まだあと何年かかるか分からないという状態にあるわけですか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） 今ちょっとご答弁させていただきましたけれども、何年かかるか分からないのかという話ですけれども、当然、今の既存の建物につきましては、随時、壊れたときに直していくという考え方で進めてございまして、その辺、ちょっと何年かかるという話をされますけれども、その辺は、壊れた段階で直していくというふうに考えてございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） あと、今行われているものは。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） 大変失礼いたしました。今LED化のほかに行っているものということでございます。大変失礼いたしました。その他の取組につきましては、自治会への防犯灯のLED化に直すときに助成をしたり、電気の関係だけで言いますと、庁舎等の支障のない廊下や階段等の照明の消灯、そして始業前の昼休みの消灯の徹底、各職員が節電意識を持って実施しているというところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 今、ご質問あった中で、あと何年かかるのだということでちょっとご指摘いただいたところでございますけれども、先ほど担当課長も申し上げましたとおり、道路照明の進捗状況を考えたときに、まだあと1,500基ほどLED化しなければいけない部分が残っているということで考えますと、私どもの試算でいきますと、まだ概算事業費でも4億円以上の費用が発生するということもございますので、その辺は財政的な負担もかなりあるという中で、本来計画的にやってはいきたいところではあるのですが、やはりその財政のそのときの状況等見定めながら順次更新を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 何年とは分からないけれども、お金もかかるし、何年に改築するかどうか分からないし、ちょっとそれは分からないということですね。今、世界で実際になっている現象、北極圏のグリーンランドでは、年間通して8割が覆われている、そういったところの氷床が溶けて、あちこちに池が造られている。そして海では、氷河が崩落して、それが崩落が続いていて、その水の量、氷が解けたその水の量です。これが、2019年1年間で5,320億トンと言われる。これは、観測史上最高になったと言われているのです。その解けた水を東京の23区に注ぎ込んだとしたら、高層ビルも東京タワーもスカイツリーも、高さを越えて、800メートル以上の水位になるそうです。それだけの膨大な氷が毎年のように失われているのです。洞爺湖町はまだまだ大丈夫なんて悠長なことは言ってられません。

そこで、洞爺湖町は、2030年までに基準年2013年度比で何パーセント削減を目標としていますか。また、2021年度のCO₂排出量、これはいつまでに調べられますか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） 2013年度、何パーセント削減目標ということでございますが、実行計画における各公共施設などの事務事業編に続きまして、計画にちょっと記載があるとおりでございますが、基準年2013年度、平成25年比で26%の削減目標としてございます。

そして、次のご質問の2021年のCO₂排出量はいつ調べるのかという質問でございますけれども、温室効果ガスの中で二酸化炭素の排出量の大きいエネルギー、基本的には電気が一番大きいもので、その二酸化炭素の排出量を計算する上で、排出係数というものがございす。その排出係数につきましては、電力事業者ごとに違いますけれども、その事業者が4月から3月の間の年度内において、電力を発電するのに、その発電にかかった燃料、当然電気をつくるのに、ガソリンなり使っていると思います。その燃料に対する様々な指標から排出係数というものが計算されまして、私たちにその係数が示されるのが翌年度の9月頃という形になります。その9月に排出係数が示された後、その係数を用いて、当町で前年というか、例えば今年だったら令和3年ですけれども、1年前の令和2年度の使用した電力量を算定式に当てはめまして、洞爺湖町公共施設等のCO₂排出量が算出されるという流れになってきます。そのことから、今年9月に示された排出係数は2020年度分ということなのですけれども、ご質問の2021年度のCO₂排出量はいつ調べるのかということでございますけれども、2021年度分、今年の令和3年度のCO₂排出量につきましては、翌年の9月以降に排出係数が示されるものでございまして、洞爺湖町公共施設の使用電力量をまとめるためのちょっと事務作業等もありますことから、早くても年内中ということになると考えてございます。その排出係数が、大変失礼しました。来年の12月頃という形で考えてございます。その排出係数が公表された後、洞爺湖町の2020年の公共施設の電気料を精査しまして、それらをまとめて算定式に当てはめまして、二酸化炭素の排出量を計算して、3月に開催される予定の環境審議会のほうにいつも報告するという流れで考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 大体調べるだけで2年がかり、分かってくるまで。そういった時間がかかる。9月に今、係数が分かってきたと。そうしたら、次の年の3月までに待たなくして、それまでに当町の電気料や何かのものを調べておけば、係数が分かった時点で計算もすぐできますよね。これは、やはり早いほうがいいと思うのです。3月までに報告すればいいとかではなくて、早ければ早いなりに、やはり、このままでは、これしか減ってないのだとか、これはこういうものにしなければならぬのだとか、いろいろな改善点も反省点も出てくると思うのです。それが、やはり早ければ早いほど、温室を抑えていく、今26%と言いました。それに近づける、近づけるというより、それはもう最低。今、国では確か46%に変わったのではないかと思いますけれども、当町はやはり26%のままでやるおつもりですか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） 26%の目標設定、今、現在の46%というお話ございました。この46%につきましては、今年の4月、2030年度に向けた温室効果ガスの削減目標について、

政府の地球温暖化対策推進本部の会合で、2030年度と比較して46%削減することを目指すということで、当時の菅首相の表明があったということでございます。当町のこの実行計画の事務事業編につきましては、3月に当町の環境審議会での計画を報告しながら、今年度の2021年度からの計画として策定させていただいたところなのですが、その後、つまり先ほど言いました4月に菅総理の表明がありましたので、まずは設定した当町の公共施設等の地球温暖化対策実行計画の目標値、それが26%でございますけれども、そのマイナス26%の達成を目指し、その目標を達成できるめどがつき次第、またさらなる洞爺湖町の公共施設等も考えないといけませんので、その可能な取組等も踏まえながら、あと財政負担等も当然出てきますので、それらも加味しながら、改めて計画の目標値を含め修正していきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 先ほどの答弁を聞いてますと、LED化もお金もかかると、いつできるか分からない。そして、その計画もつくってしまって、その後にその46%が出てきたから、取りあえずその26%をつくったときの計画で、これでは本当に削減する気があるのか。やはり、日本でも、すごいもう気象が変わってきている。これはもう、皆さんも身にしみて分かっていると思うのです。気象状況を見ても、今までにない何々が来るとか、大雨が降るとか、もうどんどんどん違ってきているのです。それが、年に1回そういうことがあるのではなく、年に何回も、今までにないような台風だとか、今までにない大雨だとかというのが来ているわけです。こんな状況で、いや、もう、うん、ちょっと様子を見てからと言ってようでは、本当にこの対策が進むのかな。そして、いつまでかかるか分からないと言いながら、それでは何をそのほかにやっていますか。消灯だけだと。微々たるものですよね。何かそれに代わるその取組というものをきちっと考えてあるのかどうか。そういったものも、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） 先ほどちょっと答弁1点漏れていたものを先にお答えさせていただきます。

先ほど早く電気料を調べ上げて早くできないのかというご質問がございました。それちょっと答弁が漏れてございましたので、基本的にさっきの年内中というお話でさせてもらいましたけれども、可能な限り全部のデータを集めて、全ての月を合計して、そして施設全部の電力量をちょっと計算するという作業の事務があります。それで、それを全部ペーパーで全部拾い集めてやっているものですから、そのぐらいとちょっと想定させてもらいましたけれども、可能な限り早めにその辺をちょっと押さえて、今後対応していきたいと、そのように考えてございます。

それと、先ほど新たな具体的なものというか、そういうご質問になりますけれども、まず目標値について、先ほど基準年度2013年度でございまして、基準年度から2019年度の状況ま

でのものですけれども、まず2013年度の二酸化炭素の実績の排出量、これは約487万キログラムCO₂というぐらいになってました。そして、直近で算出しました2019年度の二酸化炭素の実績の排出量、こちらは約396万キログラムCO₂で、既に2013年度と比較しまして、約19%の削減がなされているということになってございます。残りこの差、26%を目標値としてその差であります7%、約34万キログラムCO₂削減を、今、やはり既存の中での取組の中でちょっと考えていきたいと思っております。やはり先ほどちょっと答弁重複するかもしれませんが、今の防犯灯のLED化の助成をしていく。そして、庁舎等の支障のない廊下の照明等、そして、あと消灯と始業前の昼休みの消灯、あと先ほど車両の部分は触れてませんが、車両のハイブリットや公用車の効率的なエコ運転など、それらを徹底しまして、その7%をまず縮めていきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） これでは、本当に庁内だけ、庁舎だけでこう、公共施設内だけで頑張ってもなかなかもう、これはもうみんなに、国民みんなに、それこそ町民みんなに協力してもらわなければ本当に難しいことだろうと思います。今、先ほど言いましたように、シベリアで、氷が解けているのや、そういったことが今北海道の大雪山、このほとんどの永久凍土が消失する危機があるということが分かってきています。数万年前に解けずにいたシベリアの凍土からモリウスという名づけられた新種のウイルスが発見されています。この永久凍土に眠る未知のウイルス、今後コロナのようにどんどん世界中にパンデミックを引き起こす可能性は、否定できません。また、その永久凍土の土壌の中にある有機物の腐敗、それによるCO₂の排出と同じように、CO₂の20倍以上にも温室効果のあると言われているメタンが放出され続けており、地球の温室効果を加速させているそうです。アフリカなど、土地の枯渇なんかも、土地が枯れてきているのです。水がもうなくなっている。そういった大規模な、そういうことによる今度、大規模な森林火災、これによっても、やはり火災によるCO₂、排出されています。それだけではなくて、同時にそのCO₂を吸収する吸収源、それさえも減らしてしまう。こういう温暖化に拍車をかけていることは、世界中でもう起こっているのです。今から起きるのではなくて、既にもう起きているということなのです。この地球の温暖化は待ったなしなのです。この状況の中で、2030年までに26%の削減、これはとても低い目標ではないかと思われまします。LEDだけで、目標のその26%、または46%に変えていけるのか。それを達成できるのか。目標達成、これを裏づける具体的な具体策というのは、まだ何もないのでしょうか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） 先ほど来、ちょっとご説明させていただいているのは、あくまでもこの実行計画につきましては、公共施設等の実行計画のお話の中で、今、先ほど19%まで達し、残り7%ですと。それで、まだ徹底されていないさっきの消灯の部分だとか、公用車の運転の仕方だとか、そういうのももろもろございますので、徹底して行って、まず7%削

減していこうというまず考え方ございます。それと、今度また実行計画については、公共施設等の実行計画と、もう一つ、住民や事業者向けの区域施策編という実行計画、その2パターンがございます。今議員おっしゃった、そちらの部分については、今後策定しなければいけないと思われるのですけれども、その辺についてはそちらのほうで触れていくのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 今、議員ご指摘の町が計画しているその実行計画、26%では物足りないのではないかとというご指摘でございます。

担当課長申し上げましたとおり、ちょっと策定したうちの年度の絡みで、たまたま策定して、今年度の4月1日から運用開始した途端に首相の表明があって、いきなり46%と20%ハードルが上がったところでございます。これにつきまして、事務事業編というのは、先ほど課長言いましたとおり、あくまで庁舎の中でできる計画ということで、策定の義務づけを受けてこの町村がつくっている計画なのですけれども、今申し上げました区域施策編というのがございまして、これというのが、私ども町村では努力義務の計画になってまして、政令指定都市ですとか中核市に策定が義務づけられている計画となっているところでございます。この作成に当たっては、町内全域ということもございまして、もうちょっとかなり技術的な知見の分析ですとか、その地域の現状分析、あと区域内の排出量、CO₂の排出量ですとか、地域の再エネに資するポテンシャルがどのくらいあるのかとか、かなり専門的な分析調査が必要な中身になってきますので、こうなると非常に高額な委託費をかけた中で専門業者にちょっと調査していただかないと、まずその土台の調査をしないと、ちょっと先に進めないような、ちょっと非常にハードルの高い計画になってございます。ただ、国のほうからもその辺に対する補助等の制度もございますので、その辺を活用した中で、そういう取組が進んでいくことは可能なのかどうかというところについて、財政的な状況も鑑みながら、できることについてはちょっと実施に向けて準備のほうはしてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 非常に、お金の面にしても、何にしても、大変なのは分かります。可能な限りではなくて、ここまでするにはどうしたらいいのか、それを可能にするにはどうしたらいいのか。それが必要。これは、今無理だからしない、これはできるからするではなくて、これはしなければならない、それをするためには、どうしたらいいのか。その可能性をつくり出してほしいのです。可能性を待つのではなくて、つくり出してほしい。そうしなければ、本当に地球が駄目になってしまいます。

今、若い人が、本当にもう自分たちのことのように。自分たちが住む地球がなくなってしまうのではないかと、そういったおそれで、多くの若い人たちが立ち上がっています。各国で。そして、日本でも、随分若い人が立ち上がっています。

人間が住む以上、この地球上に住む以上、この二酸化炭素というのは、必ずその温暖化に作用してくるものです。先ほど言いましたように、永久凍土、この中で森林火災、温暖化の加速、こういったものが叫ばれてきています。その中で、森林がなくなって吸収されるのが減る、それだけではなくて、温暖化によって、今度海洋、海が酸性化していく。海水温が上昇していく。これがもう日本でも、サンゴやウニ、貝、そういった成長に影響を与えている。こういうことが調べられています。氷河を解かして、海面を上昇させ、台風を起こしやすくする、この悪循環がもう少しずつ始まっているのです。これから起きる問題ではないのです。

南太平洋にある九つからなる人口は約1万人ほどの小さなツバルという国、この国がその温暖化の中で最初に沈む国にあると、危険性があると言われているのです。ツバルの首都、これはもう既に4割が海面の下にあり、今、一生懸命埋め立て地を造っている。年々加速するその温暖化と競争している。そういったニュースが流れていました。二酸化炭素を出し続けている国々では無関係のように、そして生活していて、CO₂排出の一番少ないのではないかとされるそういった小さな国々、そういうところが海の中に沈み、家の土地、文化も失われる。これは本当に見過ごされることではないのです。もう遠いよその国、そういう問題ではないのです。こういった、私たちにも、この洞爺湖町はまだまだ心配ないから大丈夫と思っている人は少なからずもいると思います。そういう人のほうがまだ多いかもしれません。しかし、一人一人の協力がなくては、この温暖化ストップさせることはとても難しい。それをやはり先頭を取ってやっていくのが町の仕事であると思うのです。

こういったところで、住民に向けたその温暖化対策、住民への温暖化対策、さっきは努力義務。努力ではなく、本当に、何かそう言われると、まあ頑張ってみたけれどもとできなかった、それで済むのではないか。そうではなくて、実際に取り組む。そういった計画をいついつまでに作成し、実行に取りかかっていくのか。そういう計画は、全くないのでしょうか。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 今ちょっと、その努力義務のお話ございましたけれども、先ほど努力義務と申し上げたのは、その計画策定に対しての努力義務ということで。その目標達成ということではないということをご理解いただきたいと思います。

今、先ほど申し上げましたとおり、当町として作成の義務化がされていたのが、その地球温暖化対策実行計画の事務事業編というのが町のほうでは作成義務があって、それについては、作成済みで、それに向かって今、取り組んでいるという状況でございます。先ほど申し上げましたその区域施策編ということになると、まだまだちょっとハードルが高くて、道内でもつくっているところはそんなに数、たしかなかったはずでございます。それで、町としてそういう計画はないのかというところについては、先ほど申し上げましたとおり、その区域施策編というのは、まだそちらのほうに移行していかないと、新たな全町的な話ということで取り組んでいかないといけないというご指摘であれば、そちらの区域施策編のほうの作成に手をつけていかないと、なかなか実現するのは難しいだろうという認識でございます。

それには、先ほど申しましたとおり、その調査にかなり高いハードルがあるというところがございますので、その辺はちょっと、当然取り組んでいきたいというふうに考えてございますけれども、何分財政的な事情もありますので、そちらのほう勘案しながら、事業に向けては準備していきたいと、そういうふうに考えてございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 計画書をつくる、そういう義務、それが何か余計に、計画をつくる義務、計画をつくりなさい、つくらないと駄目だ、そこまではいかないのでしょうか。頑張りますという程度、それから、そういった取組もほかの町村、周りもまだあまりしてないと。だから、大丈夫ではないのです。もう周りがしてなければ洞爺湖町から始めて、おいおい、お隣さん、こっちのお隣さん、一緒にやろうというくらいでなければ、温暖化、これ鎮めるわけに、鎮める方向にはいかないと思うのです。46%どころか26%もこれ実現しないのではないか。もう21年、もうすぐ終わります。30年まで10年ないのです、もう。これは本当に、皆さん意識して取り組んでいただけるように、まずは住民の皆さん、事業者の方々にも、洞爺湖町のよさ、そういったものを再確認してもらう。そして、この洞爺湖町を守るのだ、この景色を守るのだ、それだけでも温暖化の削減にはなるのです。緑を守る、そういった方向で、そうしたらもっともっと、先ほど何回も出てきてますけれども、環境課、環境や何かを保持するためにも、そうしたら何が今度やれるのだろう。そんなお金がどうのこうのと言わなくても、できることはあると思うのです。

先ほど、町内の掃除、そういったものもありましたよね。そういったことも含めて、やはり町内のよさ、そしておいしい海の幸、安全でおいしい農作物、そういうものを守っていく。海を守るためにはどうしたらいいのだろう、そういったことも一つの温暖化防止につながると思うのです。また、今、その中で強く出ているのがプラスチック問題です。こういったプラスチックなどが及ぼす地球への影響力、地球に及ぼすどういうものがあるのか。これは本当に学校も含めて、子供たちにもぜひ参加しやすい、大人も学習会などを開いて、みんなですべて意識を高める。何億円もかかる問題ではないのです。まずはできるところからやっていかなければ。ハードルが高いとか、そういう高いところばかり見ないで、やれるところからやっていきませんか。そういう考えはありませんか。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） やれるところからというお話でございます。

先ほど、ちょっと学習会というお話がありましたので、先ほど学習会につきましては、現在虻田小学校5年生を対象として、環境省に協力いただきながら環境学習と、いろいろな、してございます。その中でプラスチックが自然環境に与える影響等についても、その中で学習会を開催させていただいております。

そして、あと住民の、いろいろな住民に取り組む対策ということでございましたけれども、取りあえず、やはり今の段階では、意識を向上させるというのが大変必要だというふうに考えてございますので、現段階におきましては、そういうちょっとしたことでも、何かその回覧

等によっていろいろ、1回だけではなく、何か数回、そういう特集みたいなものをちょっと考えながらできればいいかなと、そのように考えてございます。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） あと、先ほどちょっとご質問ありました中のプラスチックごみの件については、洞爺湖町で平成31年の4月からということで作成しました洞爺湖町の環境基本計画というのがございまして、その中におきまして、ちょっとコラムとして海洋プラスチックごみ問題について触れたページを作らせていただいて、要は、なかなかプラスチックごみというのが分解されないということで、例えば釣り糸だと600年かかるですとか、ペットボトルで450年かからないと分解されないといった、そういった問題があるというようなことの意識づけとして、そういったものもその計画の中に盛り込んで周知かけしているところでございますので、そういった取組を含めて、さらに住民周知を図る中で取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 地球温暖化、二酸化炭素削減計画でございますけれども、私どもの町は、2008年にちょうどサミットのあった町でございまして、その折に環境問題が大きな問題のテーマでもございました。そして、そのときに、これは民間団体が中心なのですが、行政が中心となりまして、例えば農協のほうで雪蔵、いわゆる冬降った雪をためて、それを倉庫に入れて、そこに野菜を入れて、少し眠らす。いわゆる電気代を削減しましょう、そういう取組。それからかねてから温泉排熱を利用したヒートポンプ、冷暖房に当てるためにそういうものを利用しましょう、これも二酸化炭素削減に結びついてまいります。あるいは、山の間伐を整理して、ペレットを作って、ペレットストーブを復旧しよう、それから地熱発電を起こして、いわゆる自然エネルギーを利用した二酸化炭素を極力減らそう。こういう運動をずっと取り組んで、何年間だか取り組んでまいりました。その後、国のほうは、今度は地球温暖化対策ということで、新たに二酸化炭素削減計画というのを立てて、2030年までにたしか50%だったかなと思いましたが、それを46%ということで。その折に平成3年、私どもの町も二酸化炭素を削減します、2030年には26%削減しますというものを、計画を立てました。それに伴って、たしか2013年からだったかな、それを対象、数値を明確化していると。今現在、庁舎内だけで19%くらい達成してきているというところなのですが、この地球温暖化対策に関しましては、一つの単一の公共施設だけではなくて、町全体として二酸化炭素を削減していかなければならない。私どもの町には、今現在もヒートポンプをやっています。さらには、地熱発電もやっております。雪蔵も継続してやっております。それと、新たに太陽光発電が、今3か所とほど入ってやっております。こういうものも、比較、どれだけ削減効果があるのかというのは、私どものほうから、町のほうからそれぞれの業者のほうにお問いかけをして、どれだけ削減効果になっているものを出していただいて、それを私どもが積み上げをして、最終的には、何ぼ、何パーセント削減しているのですという答えを出すのですが、今いろいろ答弁してございましたけれども、今それをやって

る最中で、私どものことしか今ちょっと答弁してなかったものですから、そういう全体のをトータルして、洞爺湖町としては何パーセント削減できる。その今、準備段階だということで、一応お願いしたいなと。もう業者のほうではやっているものがありますので、あとはそれを行政が拾い上げて、数値をまとめていく。できれば、それが2030年に46%に達せば、私どもは国のほうから指導いただいているものに合致していくようになるかなと。もうちょっとお時間をいただければ、細かい数字が出てくると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） そういった返答が聞きたかったです。本当に、雪蔵だとか、ヒートポンプやっているだろうなと私、思っていたのです。調べていたのですけれども。だけれども、どこからもそれは返ってこないのですよね。そういったものも、もう絶対的なやはり温暖化の防止につながるものなので、そういうものを具体的にどんどんどんどん進めていってほしいし、先ほど言ったように、町民に対してもそういったものを、先ほど小学校5年生でしたか。プラスチック問題で学習している。こういった問題を小学校5年生だけにとどまらないで、町民みんなで勉強する機会、そういうものもつくっていただきたい。学習会をやはり繰り返す中で、一人一人が、ああ、私にも地球の温暖化に対してこういうことができるのだ、何かもしかしたらこういう企業が考えられるのだ、学習することでそういうアイデアなんかも浮かんでくると思うのです。どんどんどんどん、今分かっていることでないことでも、こういうこともできるのではない、それではこういうこともできるのではない、そういうことが、私、今、すごくこの日本には、日本中、日本も含め、この洞爺湖町に必要なことでないかと思うのです。まず意識を高めるという、このところにおいて、ぜひ学習会を繰り返していただきたい。5年生やっている、もう5年生だけにしないで、もう中学校でも他の学年でも、それを学んでほしい。プラスチック問題にしたっていろいろありますよね。そうしたら、小学1年生なら1年生の分かる範囲のプラスチック問題でもいいですから、その年代に合ったそういう学習の仕方はあると思うのです。そういうものをやはり取り入れていっていただきたい。

地域のそういった呼びかけの中で、これは一つの例なのですけれども、例えば今、すごく食品ロス、これがすごく大きい。まずごみを減らす。今日昼食を食べて、その後、やはり生ごみが結構出ているのです。私は、今度からお弁当箱を持ってきて残ったら持って帰ろう、今日、それを考えていたのですけれども、本当に生ごみも多いし、そして別なごみも、ここではいろいろなりサイクルも進んでいると思うので、もっともっと進んでいってほしいと思いますけれども、この食品ロスに関しては、やはり職員の皆さんの中にもたくさんそういうロスを出している人が多いのではないかな。それからもう一つには、お土産屋なんか多いことなのですが、箱入りのお土産がありますよね。それを日本ではもう本当に当たり前のことのようにされているのですけれども、その箱入りのお土産を、今度は包装紙に包んで、それを包装紙で包んだやつを今度は紙袋に入れて、はい、どうぞ、渡してくれるのです。本当に、

我々にしたら、いや、それやり過ぎではないと最初は思う、もうそれが当たり前、そうすることがサービスというふうに思っている人がたくさんいると思うのです。そういったところで、まずそういった紙、できるもの、できるだけ減らす。そういった協力を願う。だけれども、日本人にとってみれば、それは当たりのサービスなのに洞爺湖来たら何かサービス悪いよと言われたら、やはり困ります。土産店でも、やはりサービスいいねと言われたいのです。だけれども、そのサービスという観念を、温暖化を減らすためのサービスなのだというふうに切り替えて、これはやはりお土産屋だけが気をつければいいというものではなくて、町中がそういう意識に立たないと、業者の方、企業の方もやりづらいのです。だから、企業もやりやすいようにさせてあげること、これはやはり町としてバックアップがなければできないことなのです。こういったサービスの在り方、今、包装紙のことを取り上げましたけれども、まだまだいっぱいあると思うのです。例えばお手拭きです。こんな袋に入った捨てるやつ。ああいうものだって、タオルであったり、自分のハンカチであれば済むことなのです。それを出すことがサービスになっているものですから、それをなくすというのはなかなか難しいことなのです。だから、そういう、何て言うかな、町のバックアップがなければなかなか難しい。そういうサービスの在り方も考えていく必要があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 今野議員、サービスの提供というか、サービスの在り方の質疑でよろしいですか。

○8番（今野幸子君） はい、そうです。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木 勉君） 先ほどちょっと先に、過剰包装のお話が今野議員からありましたので。地球温暖化対策に限らず、平成24年度に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画というものがございます。それは、平成29年度で見直しを行っているところでございますけれども、その中で排出抑制の方法として、事業者の取組の中で過剰包装の抑制によるごみの減量化に努めると計画に記載させていただいているところでございます。その計画については、ホームページ上でもう載せてございまして、誰でも見れるような形になってございます。そして今年度、一般廃棄物処理基本計画の改定年でございますので、改正した際にその過剰包装含め、お手拭きの部分、どこまで載せれるかというのはありますけれども、その点も含めて計画に盛り込みながら、ちょっと周知のほうも併せてしていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 先ほど言ったように企業にだけそうしなさいと言ってもなかなか、やはりそれが当たり前で通っているものというのはなかなか変えづらいというものはあると思うのです。そこで、さっき言ったような学習会をすること、あと町のバックアップが必要だということ、これを忘れないでやっていただきたいと思うのです。

2050年、ニュートラルゼロ、これを表明している自治体、増えてきています。2021年3月

18日付で329の自治体、北海道では10の市町が表明しています。今はもっと増えているかもしれません。洞爺湖町も、この2050年、カーボンニュートラルゼロ、この表明をして頑張っていくぞ。町と町民の皆さん、事業者の皆さんが一体となって取り組みやすいように、そういうふうに表明してやっていただきたい、していただきたい。町長、お考え、お聞かせください。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） カーボンニュートラル2050年ゼロ、北海道近隣では室蘭市、あるいは苫小牧市、こちらのほうが対象、登録をされたようですけれども、室蘭市は工場群がありまして、特に水素エネルギーといいましょうか、これに力を入れている。いわゆる石油、または何と言うのでしょうか、何でしたか、ガソリンのレベルの高いやつ。何ですか、ガソリンですとか、ガソリン車だとかというのを減らして、そして水素自動車を普及していきましょう、それによって二酸化炭素を削減しましょう。苫小牧においては、二酸化炭素できたものを圧縮して、そして海底に沈めましょうという運動して、二酸化炭素を削減していきましょう。目標を立てて。ただ、私どもの小さい町になりますと、なかなかやはり寄せ集めてということになってくると、非常に何かこういうたまがというものがあればそれはいいのですが、町民の皆さんの努力をいただいてもなかなかやはり難しいところがあるかな。それと先ほど申しました、いろんなこれから業者のその削減数値のものを、私どもはこれからお願いしていただいて精査していくようになるのですが、それでも50%仮にいつて、50%過ぎてもゼロにはやはりなかなか難しいところはあるのかなというふうな思いがあります。なかなかやはり、ちょっともうそのところまでは、うちはまだできる状態でないなということで、今検討中ではありますけれども、非常に厳しいハードルがあるかなというふうに思っております。

ただ、二酸化炭素削減だけでなく、今、世で言われておりますそのSDGsと言いましようか、できるところから少しずつ整理をしていこうという運動につきましては、私どもも、これは町民の皆様呼びかけながら、今現在やっているものもあります。例えば、廃油をただ廃棄物として出すのではなくて、それを回収ボックスを作って、それを回収業者に持っていつて再利用してもらう、あるいは乾電池の空いたやつは、ごみとして出す部分もありますけれども、回収ボックスを設けて、それも将来的には何か別のものに役立ててもらおうとか、そういうできることからの取組は、今現在もやらさせていただいておりますので、その項目をたくさん増やせれるようにこれからも努力はしていかなければならない。そして、そこに町民の皆様をやはり巻き込んでいかなければならないだろうというふうに思っております。ただ、なかなか難しい問題もそこにはありますので、やはりしっかりした汗をかいていかなければならないだろうなというふうに思っております。

今、担当のほうも、二酸化炭素削減に関しては、知識を深めようということで、胆振総合振興局に単独のセクションがございます。まち、ひと、しごとのたしか担当部長でくぼさんという方だったと思いますけれども、そこにちょこちょこ出向いて勉強させていただいておりますので、そのうちに成果が出てくるだろうというふうに思っております。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 世界のこともいっぱい取り上げてきましたけれども、町民全体の意思、これを盛り上げていく。そして実質ゼロ、小さい町にしてみれば、本当に難しいことがたくさんあると思うのです。企業や何かの問題にしても。これ、ですから洞爺湖町だけでなく、近隣の、さっき言いましたように、市町と一緒にあって、そして手を取り合って進めて、お互い頑張っていきたいと思います。

次に移ります。福祉灯油について伺います。

洞爺湖町で、福祉灯油、毎年実行されて、多くの人に喜ばれていると思います。申請は、令和4年2月28日までとなっています。忘れて申請していない人がいるかもしれません。何らかの方法でもう一度知らせられるといいのですけれども。北海道での暖房は、もうなくてはならないものです。コロナ禍で外出を控えている人も少なくありません。この福祉灯油購入券、これは申請後、何日ほどで交付されますか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 福祉灯油購入の助成にかかります申請と助成券の交付についてでございますが、申請の受付につきましては、役場本庁及び各支所の窓口にて、去る11月10日より開始をしているところでございまして、先ほど議員のほうからもお話がございました来年の2月28日までお受けしてまいりますところでございます。助成券の交付に当たりましては、申請の受付完了と同時に、その場で手渡しによりまして即日交付をしているところでございます。なお、本年度の交付実績についてでございますが、一昨日となります12月8日現在におきまして、69世帯の対象者の方へ交付済みとなっているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 今年の冬、これは冬だから寒いのは当たり前なのですが、この気温だけでなく、本当に心も懷も寒い、こういった状態の冬ではないかと思います。コロナ禍で仕事がなくなり、収入が減り、その上、ガソリン、灯油の高騰、それに加えての物価の値上げ、これでもか、これでもかという追い打ちをかけられている日々。そういった、日々を過ごしている方が大勢いられます。暖房は常に最低の設定、日中、陽が当たるときは火を消して防寒着、それを着ている、そして、入浴するときもお湯を膝程度に入れて、何日かに1回の入浴、また車のある人には、移動できる人は近くのスーパー、買い物目的ではないのです。家のストーブを消して灯油代や電気代の節約、そのために出かけている人、これは決してテレビや新聞での出来事ではありません。この洞爺湖町に住んでいるある方々の日常なのです。このような生活、例えば独立して、町外にいる子供がそういった親を見て、自分の暮らしもままならないところに、親に少しでもという気持ちから、その小遣い、ぎりぎりの生活を切り詰めて、そして仕送りをしている。しかし、この灯油をもらうときに、その仕送りが収入として計算される。福祉灯油購入券の支給対象から、せっかくくれた仕送り、そのために対象から外れる。こういうことがあったら、本当に心は寂しいものです。何か、

私としては、ここら辺がむずむずしてきます。町のせつかくの実施しているこの福祉灯油、1人でも多くの人に、そしていつでも、いつもの家計でやりくりができるような、そんな支援であってほしいと思います。

北海道の灯油、この価格は、11月8日時点ですが、配達込みで1リットル当たりの全道平均109.5円とされています。北海道の冬の暖房、これは命に関わるものです。先ほども言いましたように、節約をしたとしてもです。暖房、これは節約をしたとしても限界があります。それで体を壊しては、何のためか分かりません。

消費者協会のアンケートでは、暖房に灯油を使っている世帯84%、それに加えてお風呂や給湯、これは70%を超えているとあります。年間1世帯当たりの灯油の消費量約1,417リットルと計算し、昨年より30円高い水準で推移したならば、年約4万2,000円ほどの負担が増加します。コロナ禍でのこの負担の大きさは、非常に厳しいものです。町から100リットルの支援を受けられたとしても、約3万9,000円くらいの負担が増えます。何とかして、少しでもこの負担、和らげていただきたい。低所得者にとっては死活問題、今年のこの高値に対しての上乗せが必要ではないでしょうか。まず、そこで聞きます。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの、このたびの灯油の高騰に伴います現行の助成制度への上乗せについてでございますけれども、当町の制度におきましては、灯油単価の変動に関わることなく1世帯当たりという、先ほど議員ございました灯油100リットルの定量による助成としていただいておりますところでございます。単価変動の影響は受けない仕組みの下に助成をさせていただいておりますことから、高騰の影響に対しましても、対応が図られているものとの認識の下に、低所得者世帯の支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 確かにお金ではないので、その分がいくと思いますが、先ほど言ったように、100リットルの支援を受けたとしても、その分の量を減らしたとしても、残りの月、そこに当たるその負担増がやはり大きいものがある。それに対しての上乗せができればやっていただきたい。そういう思いなのです。それはありますか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 改めてその給付の上乗せについて、今の現状を踏まえた中で必要ではないかとのことでございましたけれども、町といたしましては、先ほど冒頭のほうで、例えば要件に該当されても申請をなされない、あるいは忘れておられるような方もいらっしゃるというようなこともございました。そういった中で、町といたしましては、まずは助成制度の周知徹底に努めながら、これまでの100リットルの定量とする助成基準に即しまして、この制度をしっかりと継続をしていくことによりまして、低所得者世帯の支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） ちょっと時間がないので、急ぎますけれども、ほかの自治体では、昨年度の収入、そういったものから予想して、多分今年もこの交付の家庭では受けられるだろう、そういう予想から対象となる人を想定して封書で案内している。もちろん、その封書が来たから全員がもらえるわけでもありません。また、それで対象外になる人も出るかもしれません。そういったことは、やはり広報でもう1回お知らせするとか、そういった方法を取っているようなのです。そうすることで、ちょっと回覧板などを見るよりも、封書で来たほうが、多分、うち、もしかしたらもらえるかもしれないという意識でちょっと調整するかもしれませんので、そういったことも考えていただけたらと思います。

次に進みます。生活保護世帯も支給対象に加えるべきではないか。これについて、洞爺湖町においては福祉灯油、これが生活保護対象外となっているわけなのですが、多くの対象外になっている理由の中に、冬季加算が含まれている、そういうことが言われるのですが、その冬季加算は、単に灯油だけではなくて、いろいろな防寒着、さっき言った防寒着や防寒用の衣服、靴、または雪かき、そういったものも入ってくるかもしれません。そういった冬の日常生活に必要な物全てを含んでいるものであって、全てが灯油に回るものではありません。

また、今年のように、コロナ禍の影響、それに加えての原油の高騰、これによって灯油代が、先ほども言いましたように、生活に大きな打撃を与えています。これは、皆さんも分かることだと思います。昨年と比べての今年の負担増、これに当たるものは、生活保護費には含まれていません。冬季加算にも含まれていません。また、それを補填するものもありません。生活が苦しくなるのは、目に見えています。洞爺湖町も生活保護世帯、福祉灯油の支給対象に加えるべきではないでしょうか。こういつて加えている自治体も結構あります。それと一緒に考えてみていただけないでしょうか。短い答弁をお願いします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 生活保護世帯の方につきまして支給対象世帯に加えるべきではとのご質問かということでございますが、議員のほうからもお話ございましたとおり、まず保護世帯の方の基準でございますけれども、北海道が国の基準に基づきまして算定をしております、毎年10月以降の冬季の対策について上乗せ分とする冬季加算によって、10月から翌年3月までの6か月分ということで、措置が取られております。こうしたことを踏まえ、いるところでございます。それで、冬季加算の例といたしまして、まず1月当たり単身世帯では1万2,780円、2人世帯では、1万8,140円、4人世帯では2万2,270円が保護費として加算されております。冬期間の6か月分で見ますと、7万6,680円から13万3,620円が加算されているといったところになるかと思います。こうしたことから、確かにこれ全額が灯油ということではないにしても、あくまでも生活保護世帯の基準、国ないし道が定める基準におきまして、生活保護世帯に関しましては、北海道の基準の制度の中で配慮がなされているものと、町といたしましては認識しているところでございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） これは、先ほど言われたように今回のような高騰に対しての補填では1円もありません。また、この生活保護世帯を対象にしたからといって、福祉灯油分が生活保障のその収入に入るかと言ったら、それも入りません。今年、札幌市東区は、生活保護を受けている人、受けている人の中のいろいろな事情のある人、病気、けが、障害を持った人、そういった特別な事情のある、そういったものを考慮して、例えば冬季加算額の1.3倍、特別加算です。そういった基準で申請して受け取っているというところも出ているようなのですが、この洞爺湖町ではどうなのですか。それを。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 議員のほうからただいまそういったところがあると言ったようなお話、内容について、町としてはそういった対応はしていないといったところでございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 福祉灯油とはちょっと意味合いが違ってくるのですが、こういった原油の高騰、これによってガソリンや灯油、上がってきました。そして、この日本の、私は特に食に関して心配するのですが、本当に自給率が低い。せめて洞爺湖町の基幹産業である農業や、そして漁業、これを守っていただきたい。そのために何とか、何らかの支援をしていただきたいなということを思っています。

ちょっと、時間がないので、次進みます。

入江貝塚館の冬期間の開館についてお聞きします。世界遺産となった誇れる貝塚です。この世界遺産は、今までと何も変わらず、冬期間は休館。これでは、実にもったいないことだと私は考えています。世界遺産に決まったときは、テレビや何かで何度かニュースになり、取り上げられましたが、黙っていては宣伝にもなりません。冬場も来てもらえるよう、以前、私がホテルで働いていたことがあるのですが、そのときに修学旅行のスキーで来る修学旅行生がいたのです。そういった人たちの中に、やはり洞爺湖町へ泊まったら、洞爺湖町では二つのユネスコ世界文化が見れるのだと。これ一つとは全然違ってきます。ほかの観光地に行っては、なかなかこういうことはあるものではありません。この二つがあるということ、これを大いに宣伝する価値は非常に大きいと思います。このことで洞爺湖町に行ってみたいと思ってくれる人が増える、それから、どこか旅行して、旅行に行ってみたいと思う人には、その選択肢の一つとして大きな力を発揮すると思います。これをもっともっと宣伝して、このことを生かしてもらいたい。そのためにも、冬期間は全部休みます、休館しますではなくて、冬期間も見れるように、ぜひ開館して、その二つ合わせて世界遺産が見れるのだぞという、そういうものを計画していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課参事。

○社会教育課参事（角田隆志君） 入江・高砂貝塚館の冬期間の閉館についてでございます。

平成10年に開館した当時におきまして、積雪により除雪を行わなければ、遺跡自体の見学

が難しいこと、またその後の入館者数の統計におきましても、11月の来館者数、多い年でその年の入館者数の9%程度でございました。そうしますと、遺跡が見学できない積雪期間では、来館者数の増は見込めないと考えられたことから、燃料費や除雪費等がかかる冬期間において、費用対効果が得られないという判断の基、冬期間を閉館としているものでございます。

このたび、世界遺産に登録されましたことで、直近では、郵便局やJR北海道のご協力により、記念切手の発行や列車でのPRもされておりまして、今後もPR活動を続けて、多くの方に来訪をしていただけるようにしていきたいと考えているところでございます。

しかしながら、冬期間、開館をいたしますと、人件費や燃料費などの維持管理費が増える見込みでございます。そのほか、洞爺湖町文化財施設条例施行規則の改正の必要もございしますので、この件につきましては、教育委員会議や文化財運営審議会などにもお諮りして、ご意見を伺った上で決めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） 確かに積雪によって、除雪は大変だろうと思います。それでも、それを説明した上で、開館なら見れるよ。まずジオパークだけではなくて、その文化遺産が二つあるのだという、そこをもっともっとPRしてほしい。もうこれは、すごい大きなPRになると思うのです。これを何とか生かしてほしい。せめて会館だけは開けるよ。最初から採算が取れるだけの集客がなくても、そうすることで集客が高まるのではないのですか。最初から、開けました、はい、お客さんがいっぱい来ましたがなくて、そういうことも考えてあげる、開いていく必要はあるのではないか。せっかくの宝ですよ。これを冬場、そういうふうに、もう完全に閉めてしまうということで、これでは世界遺産、十分に生かすことができません。何とか考えていただくことはできないでしょうか。

○議長（大西 智君） 再質問。皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 今、議員がおっしゃいましたとおり、この入江・高砂貝塚は世界文化遺産に認定をされ、本当に私どもにとって大きな宝だというふうに思っております。学校におきましても、ふるさと教育の一環といたしまして、ジオパーク、そして貝塚については、子供たちにもこちらから出前授業をしたり、もしくは会館、それから公園のほうにも来ていただいて、実際に子供たちが目で見て、感じていただいて、そういった豊かな心を育むためのふるさと教育ということについても、今現在実施しているところでございます。

この貝塚、それからジオパーク、何とかこれから観光資源のほうにも有効に活用していきたいというふうに、私どもも同じ気持ちであります。本当に大きな、これは今回、世界文化遺産に登録になったということは、大きな効果だというふうに思っております。冬期間の開設について、これやはり十分に検討していかなければならないというふうに私も思っておりますので、ただ今年度につきましては、なかなか会計年度任用職員も、一度退職してございます。再度募集をかけなければならないだとか、それから冬期間の除雪の問題どうしよう

かだとか、そういったやはり課題解決に向けた取組をした上で、安全に観光客を迎え入れるような体制を構築するためには、今年度、様々なことを私どもは考えさせていただいて、次年度以降の取組に向けて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○8番（今野幸子君） それでは、その次年度に向けて、いい方向で進んでくれることを、本当に心から期待したいと思います。そして、十分にこの宝を生かしてほしい。観光にも、文化に本当に生かしていただきたい。これをもう心から切にお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、8番、今野議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時06分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員